

令和 7 年度

市税のしおり



名古屋市

令和6年度
税に関する
作品

中学生の作文 名古屋市長賞
名古屋市立城山中学校3年
飯田 彩華 さん

令和6年度
税に関する
作品

小学生の習字 名古屋市長賞
名古屋市立白鳥小学校5年
木村 虎太郎 さん

安定した未来のために

名古屋市立城山中学校 三年

飯田 彩華

私は小学三年生の時に「こどものまち」というイベントに参加し、「納税の義務」を模擬体験した。そこには子どもだけが入場し、まずハローワークに行つて仕事を選ぶ。三十分程度の仕事をする。銀行からお金が払われるのだが、税務署に行つて一割程度の税金を納めなければならず、残ったお金で食べたり、遊んだりできるといふ仕組みになっていた。私達は、最初、せっかくもらつたお金の一部を何故、強制的に払わされるのか理解できず、不当な目にあつてゐる気がして、みんなでわいわいと母に電話をした。すると母から「こどものまち」独自の制度ではなく、国なども働いたお金の中から税金を払うことで成り立つてゐるという説明を受け、非常に驚いた。驚きつつもみんな一応納得し、その後は「納税の義務」を果たしながら、イベントを楽しんだ。この体験は税金の仕組みを理解するきっかけとして非常に有益だった。ただ、納税に積極的な感情を持つには至らなかった。その根底には、国や県や市は安泰な存在だといふ安心感があつたのだと思う。

ところが最近、北海道の夕張市が二十年近く前に財政破綻し、国などの支援を受けて再建に取り組んでゐるということを知った。私は「市が財政破綻する」という事実が驚き、財政破綻した理由や、財政破綻が市民の生活に与える影響について調べてみた。

夕張市が財政破綻した原因は、炭鉱の閉山により人口が急激に減少したことに端を発し、夕張市が住宅・教育・福祉などの社会生活基盤を整備・維持しようとしたこと、行政体制の効率化が遅れたこと、観光施設に過大な投資をしたことなどにあるようだ。

財政破綻した結果、夕張市は名古屋市の二倍以上の面積を有するにもかかわらず、小・中学校は各一校に統合されるなど、市民生活が激変する改革が断行され、税金は値上げされ、ごみ処理などには有料となった。「全国で最高の負担、最低の行政サービス」と言われ人口流出が止まらず、現在は、財政破綻時の人口の半分程度にまでなつてゐる。

夕張市の現実には衝撃的で、安定した財政の大切さを痛感した。国・愛知県・名古屋市の財政状況を適切に判断する能力は、今の私には無い。ただ、税収不足を補うための公債がかなり発行されていること、人口が減少していることを考えると安泰とまではいえない。その中で、小・中学生一人に、年間一〇〇万円以上の税金が使われていることを知り、未来を託されている重みを感じた。今さらながら無償で参加できた「こどものまち」にも、私達を信じ、託す思いがあることに気づいた。

三年余りで私も成人する。安定した未来のために、まずは国などの財政状況や適切な税の使い道について、判断できる知識を身につけたい。納税の義務は意欲的に果たしたい。一人一人の地道な努力があれば、明るい未来があると信じてゐる。

目次

Q&A市税に関する質問と答え

市税に関する手続の
デジタル化の取組み

名古屋市の予算と
市税収入

個人の市民税

法人の市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税など

国税・県税

市税の納付など

証明・お問い合わせ

※市税に関する手続のデジタル化の取組み……3

第1章 名古屋市の予算と市税収入

令和7年度予算の主な取組み ……4

一般会計予算と市税収入 ……5

市税の使いみち ……6

第2章 市税のあらまし

市税関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認について ……7

個人の市民税・県民税に関する主な税制改正 ……8

個人の市民税 ……9

●税額の計算方法 ……10

●納付の方法 ……15

●市民税・県民税を計算してみましょう ……17

●市民税・県民税と所得税とのちがい ……17

法人の市民税 ……19

固定資産税 ……21

●税額の計算方法 ……21

●納付の方法 ……21

●縦覧帳簿の縦覧 ……22

●審査の申出 ……22

●固定資産税の評価・軽減措置 ……22

都市計画税 ……27

軽自動車税(種別割) ……29

事業所税 ……31

市たばこ税 ……31

第3章 国税・県税(参考)

国税について ……32

県税について(愛知県) ……32

第4章 市税の納付など

市税の納付場所・市税の納期 ……33

口座振替 ……34

スマートフォンやパソコンからの納付 ……35

市税の減免・納税の猶予 ……37

第5章 市税についてのお問い合わせ

市税に関する証明 ……38

市税の不服申立て ……39

エルタックスに関するお問い合わせ ……40

市税事務所について ……41

お問い合わせ先 ……42

市税事務所の所在地等 ……43

(参考) 国税局・税務署・法務局・県庁・県税事務所一覧 ……45

名古屋市からのお知らせ ……46

Q1.退職後の個人の

市民税・県民税・森林環境税は?…18

Q2.年金を受給している方の

扶養控除は?…18

Q3.パートタイムで働いている

妻の配偶者控除は?…18

Q4.年の途中で引っ越しをしたときの個人の

市民税・県民税・森林環境税は?…18

Q5.家を取り壊した跡地の

固定資産税は?…28

Q6.家や土地を売った場合の

固定資産税は?…28

Q7.住宅の税額が急に

高くなったのですが?…28

Q8.マイホームを持つと

どんな税金がかかるの?…28

Q9.土地の税額が

高くなったのですが?…28

Q10.家や土地の所有者が

亡くなった場合に必要の手続きは?

…28

Q11.納期限後の納付方法は?…36

Q12.口座振替の申込書は、

どこにありますか?…36

Q13.納税義務者以外の名義でも、

申込みできますか?…36

Q14.いつまでに口座振替を申し込むと、

納期に間に合いますか?…36

Q15.口座振替の口座を

変更するには?…37

Q16.スマートフォンやパソコンから市税に関する

証明を申請することはできますか?…38

Q17.代理人が市税に関する証明を

申請することはできますか?…39

Q18.所得証明はどこで

発行していますか?…39

Q19.専業主婦である私の所得証明

を申請するには?…39

Q20.証明申請書を事前に作成して

持って行きたいが?…39

Q21.郵送で市税に関する証明を

申請することはできますか?…39

名古屋市公式ウェブサイト

(<https://www.city.nagoya.jp/>)

(本紙では「市ウェブサイト」と表記します。)

トップページのページID検索に数字を入力すると
該当ページを開くことができます。

市ウェブサイト
トップページ



🔍 ページID検索

半角10桁以内

検索

市税に関する手続きのデジタル化の取り組み

税務証明が窓口に来庁しなくても取得できます(電子申請サービス)

所得証明、納税証明、固定資産の評価証明、法人の所在地証明及び住宅用家屋証明を、スマートフォンやパソコンから申請し、ご自宅やオフィスで郵送により受け取ることができます。



【電子申請のページ】

◎令和7年3月から住宅用家屋証明の取扱いを開始しました。

※法人は、パソコンでのみ申請ができ、商業登記による電子証明書が必要です。

市税の申告・納税などの手続きは、eLTAX(エルタックス)をご利用ください

市税の申告や納税の手続きを、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用してインターネットでご自宅やオフィスから行うことができます。

エルタックスに関するお問い合わせ先は、40ページをご覧ください。また、手続きについて詳しくは、市ウェブサイト(ページID:107281)をご覧ください。

ご自宅やオフィスに届く納付書に印字されているeL-QRやeL番号を利用してスマートフォン決済アプリやクレジットカード等で納付することができます。

詳しくは、35ページまたは市ウェブサイト(ページID:128561)をご覧ください。

市税の申告書・申請書様式のダウンロード

市税の申告書や申請書の様式をダウンロードすることができます。

詳しくは、市ウェブサイト(ページID:75242)をご覧ください。

個人の市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

源泉徴収票などから、個人の市民税・県民税額を試算し、市民税・県民税の申告書を作成することができます。

詳しくは、市ウェブサイト(ページID:75551)をご覧ください。

トピック ふるさと寄附金(納税)について

ふるさとや応援したい自治体に寄附することにより、寄附額のうち一定額が個人の市民税などから控除される制度です。

寄附を通じて自治体を応援することができますが、名古屋市に住所がある方が他の自治体に寄附されますと、名古屋市の税収が減る側面があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合は、本来、国税である所得税の減収となるべき額が地域の住民サービスに使われるべき住民税の減収となっています。

名古屋市においては、ワンストップ特例制度による減収が令和6年度は約11億円となっており看過できない状況となっています。

ふるさと寄附金(納税)の控除手続きは、できるだけ様々なメリットがあるマイナポータル連携を利用した確定申告をご活用ください。

<ふるさと寄附金(納税)による名古屋市の減収額>

平成26年度	令和6年度(見込み)
減収額 0.9 億円	減収額 177.3 億円

約197倍

<ワンストップ特例制度による影響(イメージ)>

確定申告の場合	控除対象外 2,000円	所得税から控除	住民税から控除
ワンストップ特例制度の場合	控除対象外 2,000円		住民税から控除

ワンストップ特例制度の場合、本来、国が所得税から控除すべき分が住民税から控除され、自治体の減収が発生しています。(国が補填する制度もありません)

第1章

名古屋市の予算と市税収入

令和7年度予算の主な取組み

1

若い世代が将来に明るい展望を持ち、結婚・子育ての希望をかなえられるよう、社会全体で応援します

結婚新生活支援事業 5億8,773万円

結婚にかかる経済的な不安を軽減するために、婚姻などによる新生活の住まいにかかる費用の一部を助成します。

高等学校等給付型入学支援金 3億3,819万円

経済的に就学の支援が必要と認められる方に対し、高等学校などへ入学する際の学資として1人当たり7万円を支給します。

2

誰一人取り残すことなく、子ども・若者の希望や夢を社会全体で応援します

休日中学校部活動に代わる
地域クラブ活動 1億7,864万円

令和7年10月より全市で地域の団体・事業者などによる地域クラブ活動を実施します。中学校施設の開放や団体・指導者への研修などにより活動の充実を図ります。

校内の教室以外の居場所づくり 3億6,540万円

余裕教室などを活用した校内の教室以外の居場所づくりを、中学校で110校に拡大するとともに、新たに小学校5校でモデル実施します。

3

一人ひとりに応じたやさしい福祉を実現し、ともに支え合い活躍できるまちづくりを進めます

新たな人権擁護体制整備に係る調査等 2,931万円

差別事案の発生に対して実効性のある対応ができる体制を整備するため、新たな人権擁護体制の仕組みづくりにかかる調査・検討を行います。

バリアフリー整備相談支援事業 3,548万円

市が行う施設整備にあたり、障害者や高齢者など配慮を必要とする当事者が参画する場を設けて、誰もが使いやすい施設の整備を進めていきます。

4

災害や感染症から市民の命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します

港防災センター移転改築の基本計画策定 3,000万円

機能強化のため、老朽化した現施設からの移転改築に係る基本計画の策定を行います。

南海トラフ地震等被害想定再検討
(令和8年度1億3,500万円【予定】) 295万円

国・県の動向や令和6年能登半島地震等を踏まえ、南海トラフ地震及び活断層型地震に係る新たな被害想定調査・対応検討を実施します。

5

独自の魅力で世界から多様な人が集い交流する、環境と経済の好循環で成長する都市をつくります

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の推進 160億47万円

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会への負担金…125億3,626万円(令和8年度209億6,700万円【予定】)
大会関連事業(県市共同実施分) ……25億8,819万円(令和8年度160億4,700万円【予定】)
その他(地下鉄瑞穂運動場西駅エレベーター整備負担金等) ……8億7,602万円

新たな路面公共交通システムの導入 1億770万円

令和7年度後半に運行開始となる東西ルート(名古屋駅-栄間)の機運醸成に取り組むとともに、アジア・アジアパラ競技大会開催時に導入を目指す名古屋駅-名古屋城間についても導入準備を進めます。

本市の主な取組みの詳細やその他の施策を市ウェブサイト(ページID:183632)で紹介しています



市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照

一般会計予算と市税収入

《予算》

予算は、**一般会計、特別会計、公営企業会計**の3つに分けられます。

特別会計は、特定の収入によって特定の事業を行う場合など一般会計の歳入歳出予算と区別して経理する必要がある会計です。

また、公営企業会計は、企業的色彩の強い事業で、サービスを受ける方からいただいた料金で運営することを原則とした会計です。

〈特別会計の例〉

- 国民健康保険会計
- 後期高齢者医療会計
- 介護保険会計 など

〈公営企業会計の例〉

- 水道事業会計
- 自動車運送事業会計
- 高速度鉄道事業会計 など

令和7年度の当初予算総額（一般会計、特別会計、公営企業会計を合わせたもの）は、3兆2,166億円となっています。このうち、市税を主な財源とし、福祉・教育など市政の基本的な施策にかかる経費の会計である一般会計は1兆6,172億円となっています。

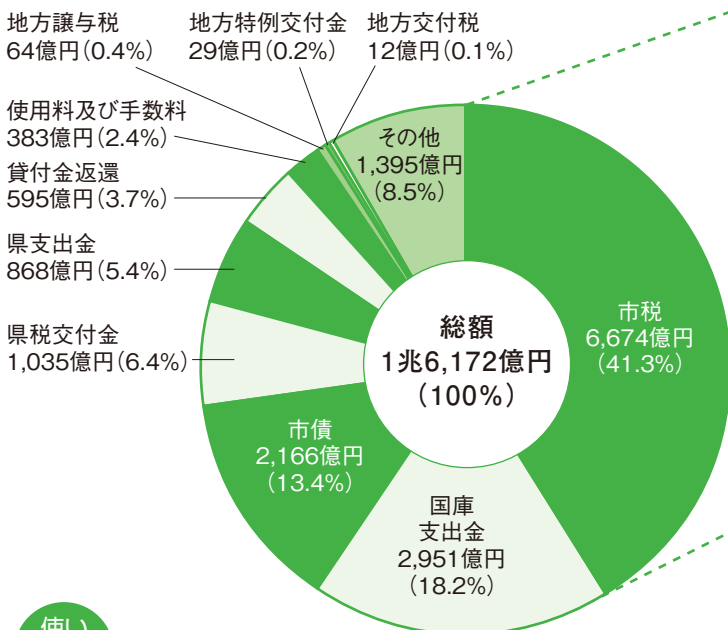
《歳入予算》

名古屋市の令和7年度当初予算における市税は6,674億円で一般会計歳入予算の41.3%を占めています。ついで、国庫支出金、市債、県税交付金等となっています。

これらの収入の中には、その使いみちが特定されているものもあります。また、市債は将来において元利償還をしなければなりません。

一方、市税は市民のために自由に使うことができる財源ですから、市民のみなさんの声を反映させながら名古屋市が行政を運営していくうえで、もっとも重要な役割をになっているといえます。

＜歳入の内訳＞



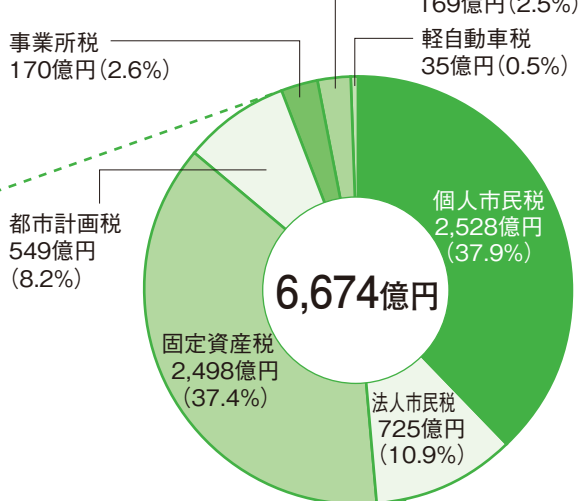
使いみちは...?

県税交付金のうち地方消費税交付金について
地方消費税率の引上げ分の地方消費税交付金（令和7年度予算352億円）は、年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化対策やその他社会保障施策に要する経費（令和7年度予算社会保障施策充当一般財源3,557億円）に充てています。

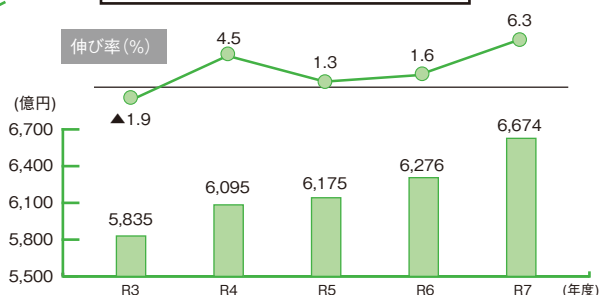
《市税収入の内訳》

令和7年度当初予算の市税収入額は6,674億円です。その内訳をみると市民税と固定資産税が全体の86.2%を占めており、市税収入の中心になっています。

＜市税収入の内訳＞



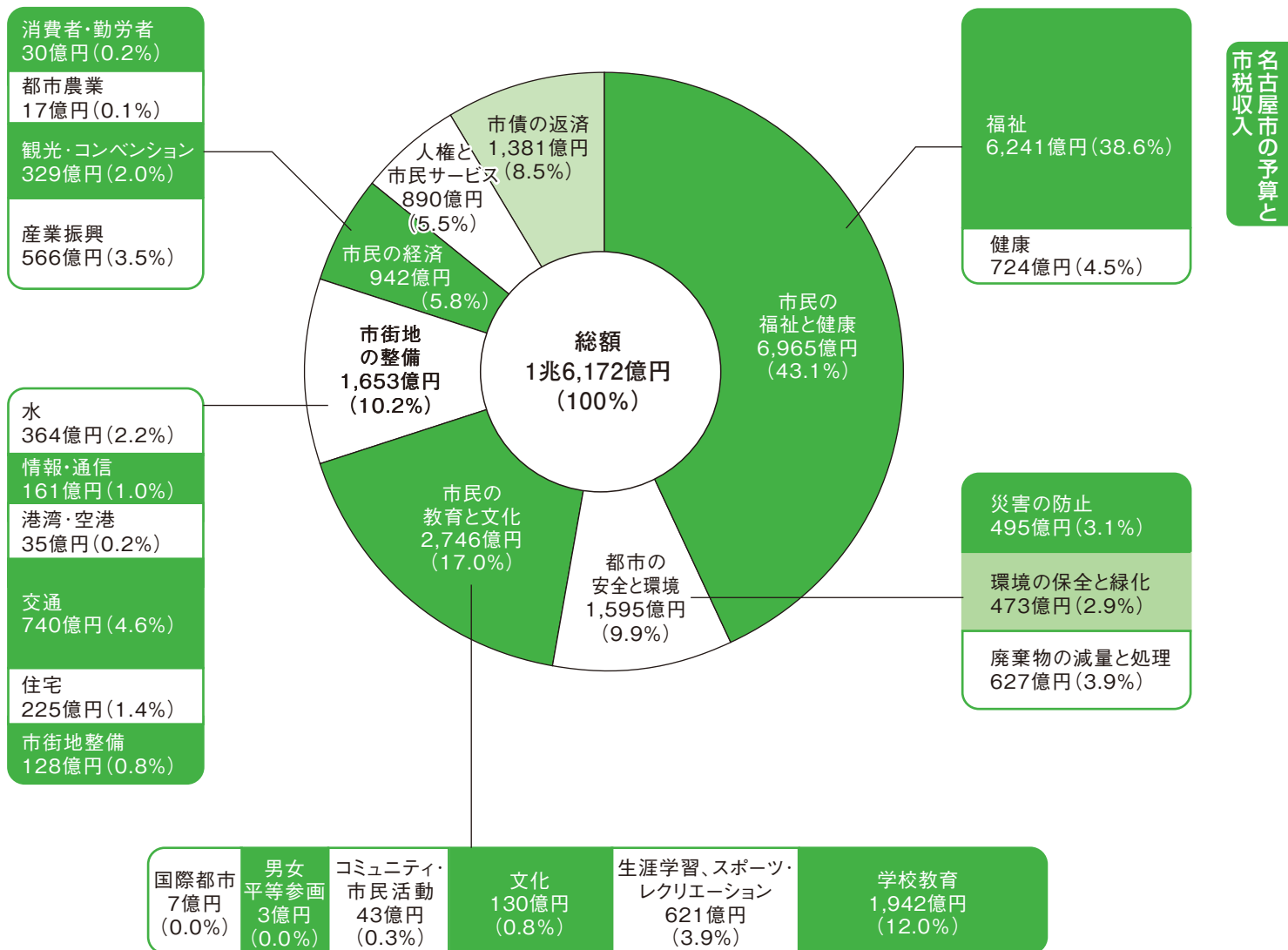
市税収入の過去5年の推移



（注1）各年度の収入額は、令和5年度までは決算額、6年度及び7年度は当初予算額です。
（注2）市税収入は、令和3年度は法人市民税法人税割の一部国税化の拡大等で減収となったものの、4年度以降は個人所得の増加等により、増収となっています。

《歳出予算》

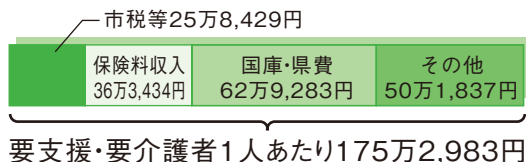
<歳出の内訳>



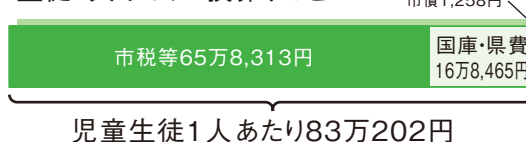
市税の使いみち

実際の暮らしの中ではこんなふうに市税が使われています。

- 介護保険のための経費2,273億円を要支援・要介護者1人あたりに換算すると…

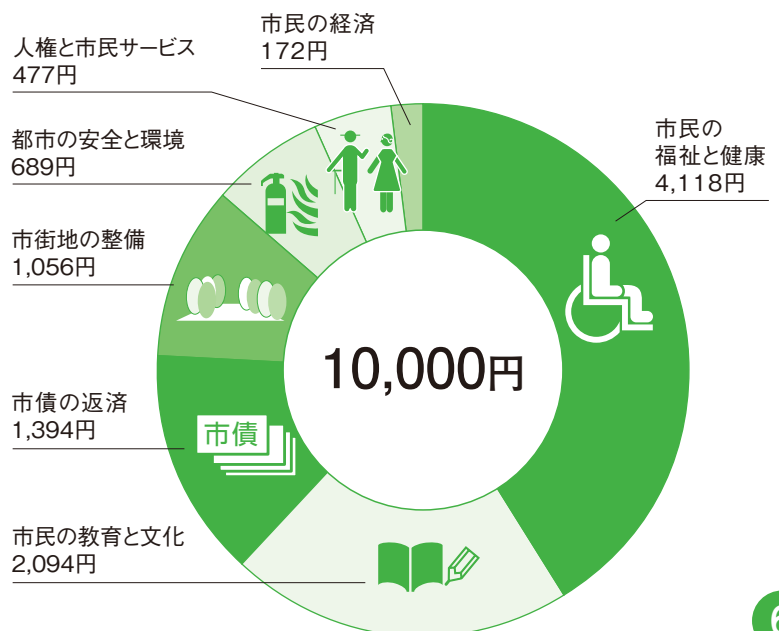


- 市立小・中学校の運営費1,306億円を児童生徒1人あたりに換算すると…



※市税等とは、市税、県税交付金などの一般財源です。

<市税収入10,000円あたりの使いみちを見てみると…>

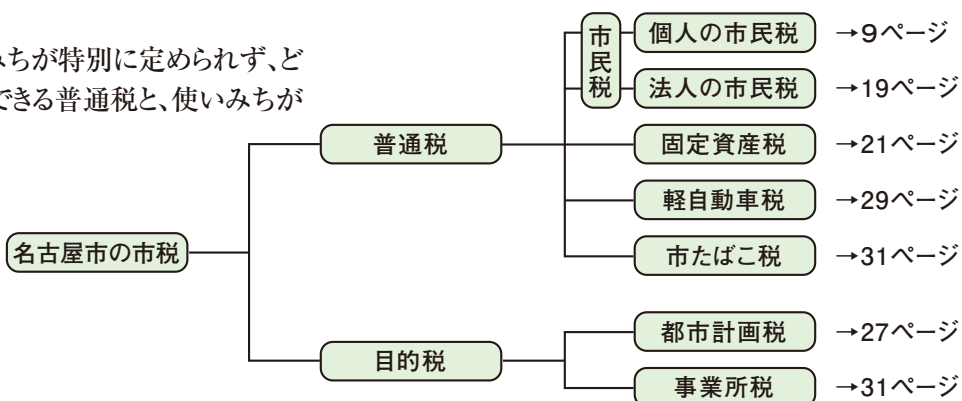


第2章 市税のあらまし

●名古屋市の市税は6種類●

名古屋市の税金は6種類で、使いみちが特別に定められず、どのような仕事の費用にもあてることができる普通税と、使いみちが特定されている目的税があります。

たとえば都市計画税は目的税で、都市計画事業の費用などにあてられます。



市税関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認について

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されたことに伴い、個人番号記載欄が設けられた申告書等を提出する場合は、所定の欄にマイナンバー(個人番号)を記載していただく必要があります。

1 マイナンバーの記載が必要な申告書等(代表例)

- ・市民税・県民税申告書
- ・給与支払報告書
- ・公的年金等支払報告書
- ・給与所得者異動届出書
- ・償却資産申告書
- ・事業所税申告書
- ・市たばこ税に係る申告書 など

※マイナンバーの記載が必要な市税の申告書等についての詳細は、市ウェブサイト(ページID:77747)をご確認ください。

2 本人確認

マイナンバーを記載した申告書等の提出を受ける際には、なりすまし行為を防ぐため、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)に基づく本人確認(身元確認および番号確認)を行います。

マイナンバーを記載した申告書等を提出する場合は、次の身元確認書類および番号確認書類を提示または写しを添付してください。

本人が申告書を提出する場合

- マイナンバーカードがあれば、1枚で身元確認と番号確認が可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の書類をご用意ください。

身元確認書類	番号確認書類
【1枚で足りる書類】 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、公的医療保険の資格確認書 など 【複数の種類が必要な書類】 敬老手帳、社員証、学生証など (顔写真のない「氏名および生年月日」または「氏名および住所」が記載されている書類)	・住民票の写し (マイナンバーが記載されたものに限りです。) ・通知カード (氏名、住所などの記載事項に変更がないもの、または、正しく変更手続がとられているものに限りです。) のうちいずれか1つ

代理人が申告書を提出する場合

代理権確認書類	代理人の身元確認書類	本人の番号確認書類
・委任状 ・税務代理権限証書 ・法定代理人であることを証する書類 のうちいずれか1つ	(代理人の) ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・税理士証票 などのうちいずれか1つ	(本人の) ・マイナンバーカード ・住民票の写し (マイナンバーが記載されたものに限りです。) ・通知カード (氏名、住所などの記載事項に変更がないもの、または、正しく変更手続がとられているものに限りです。) のうちいずれか1つ

市では、市民のみなさんの日常の生活に結びついた、さまざまな行政サービスを提供しています。そのために必要な費用を、広く共同して負担していただく税が市民税です。市民税には、**個人の市民税**と**法人の市民税**があります。

◎名古屋市では個人の市民税を減税しています。

個人の市民税・県民税に関する主な税制改正

「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税【令和7年度のみ】

令和6年度の市民税・県民税額および定額減税額は、令和5年中の所得や扶養親族等から算出しましたが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(注)については、令和6年度の給与支払報告書に記載することとされておらず、把握することができない場合があります。そのため、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は、令和7年度の市民税・県民税で行うこととされました。

(注) 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方

1 定額減税の対象者・定額減税額

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下(給与収入のみの場合は給与収入額1,195万円超2,000万円以下)かつ市民税・県民税所得割が課税される納税義務者で、同一生計配偶者(国外に居住する配偶者を除く。)がいる方は、令和7年度の市民税・県民税所得割額から1万円の控除を受けることができます(均等割のみが課税される方は対象となりません。)

2 定額減税の適用方法 ※税額の計算方法については、10ページをご覧ください。

定額減税額は、本市の条例に基づく個人市民税減税や税額控除等(住宅ローン控除や寄附金税額控除など)を適用した後の市民税・県民税所得割額から控除します(均等割額及び森林環境税額からは控除しません。)

3 定額減税の実施方法 ※納付の方法については、15ページをご覧ください。

令和6年度の定額減税においては、定額減税の適用による期割の特例がありましたが、令和7年度はいずれの納付方法においても、定額減税後の税額を通常の納期(納期月)に分割して納付していただきます。

定額減税について、詳しくは市ウェブサイト(ページID:170736)をご覧ください。

国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示する書類の見直し

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除や扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費や教育費に充てるために支払をしたことを証明する「送金関係書類」等を申告の際に添付または提示する必要があります。

税制改正により、令和7年度の申告以降は、「送金関係書類」として資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類またはその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払をしたことを明らかにするものが追加されました。

税制改正について、詳しくは市ウェブサイト(ページID:179246)をご覧ください。

個人の市民税

個人の県民税は個人の市民税とあわせて申告および納付を行います。

また、森林環境税（国税）についても、市民税とあわせて課税および納付を行います。

納税義務者（市民税・県民税・森林環境税を納めていただく方）と納めるべき税額

個人の市民税・県民税は、均等割と所得割からなっています。「均等割」は所得にかかわらず一定の額を負担していただくもので、「所得割」は所得に応じて負担していただくものです。また、区内に住所がある方については、森林環境税が課税されます。それぞれの納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	市民税・県民税		森林環境税
	均等割	所得割	
区内に住所がある方	●	●	●
区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所のない方	●	—	—

※その区内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日（課税の基準となる日で、賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

たとえば、令和6年12月に死亡した方は、令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

また、令和7年4月に名古屋市からA市に引っ越しをした方の令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は、A市ではなく、名古屋市で課税されます。

市民税・県民税・森林環境税が課税されない方（非課税）

市民税・県民税の均等割・所得割および森林環境税のいずれも課税されない方

- 賦課期日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 賦課期日現在、障害者、未成年者（18歳未満）、寡婦またはひとり親で、前年（令和6年）中の合計所得金額（注1）が135万円以下の方
- 扶養家族（注2）がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の方
- 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方 $\{35万円 \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10万円\} + 21万円$

市民税・県民税の所得割が課税されない方

- 扶養家族（注2）がなく、前年中の総所得金額等（注1）が45万円以下の方
- 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方 $\{35万円 \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10万円\} + 32万円$

（注1）「合計所得金額」は、このページ下方の10種類の所得と13ページの土地・建物等の譲渡所得（特別控除前の所得）などの分離課税の所得（分離課税となる退職所得は除きます。）の合計額です。「総所得金額等」は「合計所得金額」から「損失の繰越控除（原則として前年までの所得から差し引けなかった赤字の所得金額や雑損控除の金額）」を差し引いた金額です。

（注2）同一生計配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び年齢16歳未満の扶養親族をいいます。生計を一にする配偶者やその他の親族（年齢16歳未満の方を含みます。）で前年中の合計所得金額が48万円以下の方が該当します。

税額の計算方法

均等割額 市民税2,800円(市民税の減税後の税率)

県民税1,500円(うち500円は「あいち森と緑づくり税」)

所得割額 $(\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}^{(注)} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額等} - \text{定額減税額}$

(注) 市民税および県民税のそれぞれの税率(13ページ参照)を使用して計算します。納めていただく所得割額は、市民税と県民税の合計です。

森林環境税 年額1,000円

所得の種類と計算

所得割額の計算の基礎は所得金額です。所得は、次の10種類に区分されます。所得金額は、前年中の収入金額から、その収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いて計算します(所得金額の計算方法は、原則として所得税と同じです。)

所得の種類			所得金額の計算方法
1 利子所得	公債・社債、預貯金などの利子		利子所得の金額＝収入金額 (利子所得は、原則として一律分離課税とされ、県民税の利子割5%と所得税および復興特別所得税15.315%が課税されます(特定公社債等の利子等については、県民税の配当割5%と所得税および復興特別所得税15.315%が課税され、申告分離課税を選択することができます。))
2 配当所得	株式や出資の配当、一定の投資信託の収益の分配金など		配当所得の金額＝収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	地代、家賃、権利金、駐車場の使用料など		不動産所得の金額＝収入金額－必要経費
4 事業所得	農業、製造業、小売業、サービス業などの事業による所得		事業所得の金額＝収入金額－必要経費
5 給与所得	サラリーマンの給与、賃金、賞与など		給与所得の金額＝収入金額－給与所得控除額
6 退職所得	退職金、一時恩給など		計算方法は、16ページをご覧ください。
7 山林所得	山林の伐採などによる所得		山林所得の金額＝収入金額－必要経費－特別控除額
8 譲渡所得	土地、建物、書画、骨とうなどの財産を売った場合に生じる所得		譲渡所得の金額＝収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額 (長期譲渡所得(土地・建物等の長期譲渡所得を除きます。))は1/2の額が課税対象です。)
9 一時所得	クイズなどの賞金、競輪・競馬などの払戻金、生命保険の一時金など		一時所得の金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 (1/2の額が課税対象です。)
10 雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金など	公的年金等の雑所得の金額＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬など、副収入による所得	業務に係る雑所得の金額＝収入金額－必要経費
	その他	金銭の貸付けによる利子および生命保険の年金(個人年金保険)など、他の所得にあてはまらない所得	その他の雑所得の金額＝収入金額－必要経費

給与所得の金額

給与所得の金額は、給与等の収入金額に応じ、次のように計算した額となります。(小数点以下は切り捨てます。)

給与等の収入金額	給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額
550,999円まで	0円	1,628,000円から 1,799,999円まで	計算基準額※×60%+ 100,000円
551,000円から 1,618,999円まで	収入金額-550,000円	1,800,000円から 3,599,999円まで	計算基準額※×70%- 80,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円	3,600,000円から 6,599,999円まで	計算基準額※×80%- 440,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円	6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額×90%-1,100,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円	8,500,000円から	収入金額 -1,950,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円		

※計算基準額の求め方

(1) 収入金額÷4,000円=商…余り

(2) 商×4,000円=計算基準額

(例) 収入金額が2,623,000円の場合

(1) 2,623,000円÷4,000円=商 655…余り3,000円

(2) 商655×4,000円=2,620,000円→計算基準額

※所得金額調整控除(小数点以下は切り上げます。)

●給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、ア～ウのいずれかに該当する方について、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

ア 特別障害者に該当する方

イ 年齢23歳未満の扶養親族がある方

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がある方

{給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円} × 10%

●給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等の雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

公的年金等の雑所得の金額

公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の雑所得の金額は、受給した方の年齢や公的年金等の収入金額に応じ、次のように計算した額となります。(小数点以下は切り捨てます。赤字の場合は0円です。)

●65歳未満の方

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円から 4,099,999円まで	A×75% - 275,000円	A×75% - 175,000円	A×75% - 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	A×85% - 685,000円	A×85% - 585,000円	A×85% - 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	A×95% - 1,455,000円	A×95% - 1,355,000円	A×95% - 1,255,000円
10,000,000円から	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

●65歳以上の方

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円から 4,099,999円まで	A×75% - 275,000円	A×75% - 175,000円	A×75% - 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	A×85% - 685,000円	A×85% - 585,000円	A×85% - 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	A×95% - 1,455,000円	A×95% - 1,355,000円	A×95% - 1,255,000円
10,000,000円から	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

所得控除 (令和7年度分)

所得金額から控除される所得控除の種類と控除額は次のとおりです。なお、所得税とは、控除額が異なります。

種 類	控 除 額																				
1 雑 損 控 除	①(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円 ①または②のいずれか多い方の金額が雑損控除額となります。																				
2 医 療 費 控 除 ※健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入費を支払った場合は、セルフメディケーション税制を選択することができます。	①通常の医療費控除 (支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－[(総所得金額等×5/100)と10万円のいずれか少ない方の金額] (控除限度額200万円) ②セルフメディケーション税制 (支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (控除限度額88,000円) ①または②のいずれか一方を選択して計算した額が医療費控除額となります。																				
3 社 会 保 険 料 控 除	支払った金額																				
4 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	支払った金額																				
5 生 命 保 険 料 控 除 ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)と平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)では、控除額の計算方法が異なります。	①新契約のみの場合、一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて <table> <tr> <th>支払保険料等の金額</th><th>控 除 額</th></tr> <tr> <td>12,000円まで</td><td>支払保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>12,001円から 32,000円まで</td><td>支払保険料等×1/2+ 6,000円</td></tr> <tr> <td>32,001円から 56,000円まで</td><td>支払保険料等×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,001円から</td><td>28,000円</td></tr> </table> ②旧契約のみの場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて <table> <tr> <th>支払保険料等の金額</th><th>控 除 額</th></tr> <tr> <td>15,000円まで</td><td>支払保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>15,001円から 40,000円まで</td><td>支払保険料等×1/2+ 7,500円</td></tr> <tr> <td>40,001円から 70,000円まで</td><td>支払保険料等×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,001円から</td><td>35,000円</td></tr> </table> ③新契約と旧契約の両方がある場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて、次のア、イのいずれか多い方の金額 ア.新契約について①のとおり、旧契約について②のとおり計算した金額の合計額(限度額28,000円) イ.旧契約のみを②のとおり計算した金額 一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて、①～③で計算した金額の合計額が生命保険料控除額となります。(控除限度額 70,000円)	支払保険料等の金額	控 除 額	12,000円まで	支払保険料等の全額	12,001円から 32,000円まで	支払保険料等×1/2+ 6,000円	32,001円から 56,000円まで	支払保険料等×1/4+14,000円	56,001円から	28,000円	支払保険料等の金額	控 除 額	15,000円まで	支払保険料等の全額	15,001円から 40,000円まで	支払保険料等×1/2+ 7,500円	40,001円から 70,000円まで	支払保険料等×1/4+17,500円	70,001円から	35,000円
支払保険料等の金額	控 除 額																				
12,000円まで	支払保険料等の全額																				
12,001円から 32,000円まで	支払保険料等×1/2+ 6,000円																				
32,001円から 56,000円まで	支払保険料等×1/4+14,000円																				
56,001円から	28,000円																				
支払保険料等の金額	控 除 額																				
15,000円まで	支払保険料等の全額																				
15,001円から 40,000円まで	支払保険料等×1/2+ 7,500円																				
40,001円から 70,000円まで	支払保険料等×1/4+17,500円																				
70,001円から	35,000円																				
6 地 震 保 険 料 控 除 ※平成18年末までに締結した旧長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの)がある場合を含みます。	①地震保険契約について <table> <tr> <th>支払保険料等の金額</th><th>控 除 額</th></tr> <tr> <td>50,000円まで</td><td>支払保険料等×1/2</td></tr> <tr> <td>50,001円から</td><td>25,000円</td></tr> </table> ②旧長期損害保険契約について <table> <tr> <th>支払保険料等の金額</th><th>控 除 額</th></tr> <tr> <td>5,000円まで</td><td>支払保険料等の全額</td></tr> <tr> <td>5,001円から 15,000円まで</td><td>支払保険料等×1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td>15,001円から</td><td>10,000円</td></tr> </table> ①と②の合計額が地震保険料控除額となります。(控除限度額25,000円) ※1つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除額を計算します。	支払保険料等の金額	控 除 額	50,000円まで	支払保険料等×1/2	50,001円から	25,000円	支払保険料等の金額	控 除 額	5,000円まで	支払保険料等の全額	5,001円から 15,000円まで	支払保険料等×1/2+2,500円	15,001円から	10,000円						
支払保険料等の金額	控 除 額																				
50,000円まで	支払保険料等×1/2																				
50,001円から	25,000円																				
支払保険料等の金額	控 除 額																				
5,000円まで	支払保険料等の全額																				
5,001円から 15,000円まで	支払保険料等×1/2+2,500円																				
15,001円から	10,000円																				
7 障 害 者 控 除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者および扶養親族1人につき …… 26万円 (障害の程度が重い方(特別障害者)の場合 …… 30万円) (障害の程度が重い方で同居している同一生計配偶者、扶養親族(同居特別障害者)の場合 …… 53万円)																				
8 寡 婦 控 除	納税義務者が寡婦である場合 …… 26万円																				
9 ひ と り 親 控 除	納税義務者がひとり親である場合 …… 30万円																				
10 勤 労 学 生 控 除	納税義務者が勤労学生である場合 …… 26万円																				

種	類	控 除 額				
11 配 偶 者 控 除	※ 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。	① 納税義務者の合計所得金額が900万円以下で、同一生計配偶者がいる方 …… 33万円 (配偶者が70歳以上の方 …… 38万円)				
		② 納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下で、同一生計配偶者がいる方 …… 22万円 (配偶者が70歳以上の方 …… 26万円)				
12 配 偶 者 特 別 控 除	※ 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。	③ 納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下で、同一生計配偶者がいる方… 11万円 (配偶者が70歳以上の方 …… 13万円)				
		① 納税義務者の合計所得金額が900万円以下である場合				
		② 納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合				
		③ 納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合				
		配偶者の合計所得金額		①	②	③
		480,001円から 1,000,000円まで		33万円	22万円	11万円
		1,000,001円から 1,050,000円まで		31万円	21万円	11万円
		1,050,001円から 1,100,000円まで		26万円	18万円	9万円
		1,100,001円から 1,150,000円まで		21万円	14万円	7万円
		1,150,001円から 1,200,000円まで		16万円	11万円	6万円
13 扶 養 控 除		1,200,001円から 1,250,000円まで		11万円	8万円	4万円
		1,250,001円から 1,300,000円まで		6万円	4万円	2万円
		1,300,001円から 1,330,000円まで		3万円	2万円	1万円
		① 一般の控除対象扶養親族(扶養親族のうち16歳以上19歳未満および23歳以上70歳未満の方)1人につき …… 33万円				
		② 特定扶養親族(扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方)1人につき …… 45万円				
14 基 礎 控 除		③ 老人扶養親族(扶養親族のうち70歳以上の方)1人につき …… 38万円				
		④ 同居老親等(父母などで同居している老人扶養親族)1人につき …… 45万円				
		(注) 16歳未満の扶養親族については、控除の適用を受けることができません。 30歳以上70歳未満の日本国外に居住している扶養親族については、留学生や障害者、生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている方に限り控除の適用を受けることができます。				
		① 納税義務者の合計所得金額が2,400万円以下の場合 …… 43万円				
		② 納税義務者の合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下の場合 …… 29万円				
		③ 納税義務者の合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下の場合 …… 15万円				

総合課税の税率

課税総所得金額(総所得金額(注)から所得控除額を差し引いた後の金額)に、次の税率を乗じて、所得割額を計算します。

市 民 税	県 民 税
7.7%(市民税の減税後の税率)	2%

(注)「総所得金額」は、利子所得、配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当等を除きます。)、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の合計額(所得に赤字の金額がある場合は、原則として他の所得と通算した後の金額)で、「損失の繰越控除」後の金額です。

土地・建物等の譲渡所得等の分離課税の税率

土地・建物等の譲渡による所得などについては、それぞれの所得ごとに次の税率により所得割額を計算します。

分 離 課 税 の 区 分			市 民 税	県 民 税
課税短期 譲渡所得 金 額	国等に対する譲渡		A×4%	A×1%
	その他の譲渡		A×7.2%	A×1.8%
課税長期 譲渡所得 金 額	優 良 住 宅 地 の 造 成 等 の 譲 渡	2,000万円以下	B×3.2%	B×0.8%
		2,000万円超	64万円+(B－2,000万円)×4%	16万円+(B－2,000万円)×1%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下	B×3.2%	B×0.8%
		6,000万円超	192万円+(B－6,000万円)×4%	48万円+(B－6,000万円)×1%
	その他の譲渡		B×4%	B×1%
一般株式等の課税譲渡所得等の金額			C×4%	C×1%
上場株式等の課税譲渡所得等の金額			D×4%	D×1%
上場株式等の課税配当所得等の金額			E×4%	E×1%
先物取引の課税雑所得等の金額			F×4%	F×1%

A：課税短期譲渡所得金額 B：課税長期譲渡所得金額 C：一般株式等の課税譲渡所得等の金額 D：上場株式等の課税譲渡所得等の金額
E：分離課税の上場株式等の課税配当所得等の金額 F：先物取引の課税雑所得等の金額

★短期譲渡…所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡をいいます。 ★長期譲渡…所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡をいいます。

※分離課税に係る所得割は、市民税の減税の対象ではありません。

調整控除

次のように計算した額を所得割額から控除します。ただし、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用を受けることはできません。

合計課税所得金額200万円以下		合計課税所得金額200万円超	
市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
① 人的控除ごとに定められた金額の合計額 ② 合計課税所得金額 ①と②のいずれか 小さい金額×4%		① 人的控除ごとに定められた金額の合計額 ② 合計課税所得金額－200万円 (①－②)(5万円を下回るときは5万円)×4%	
①と②のいずれか 小さい金額×1%		(①－②)(5万円を下回るときは5万円)×1%	

※人的控除とは、12、13ページの所得控除の表中、「7 障害者控除」から「14 基礎控除」までをいいます。
※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

《人的控除ごとに定められた金額》

人 的 控 除		金 額
障害者	そ の 他	1万円
	特 別	同居特別障害者以外 同居特別障害者
		10万円 22万円
寡 婦 ・ ひ と り 親 (父)		1万円
ひ と り 親 (母)		5万円
勤 労 学 生		1万円
配 偶 者	一 般	納税義務者の所得 900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
		5万円 4万円 2万円
		900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
	老 人 (70歳以上)	10万円 6万円 3万円

人 的 控 除		金 額
配 偶 者 特 別 ※	配 偶 者 の 所 得	48万円超 50万円未満 900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
		5万円 4万円 2万円
		50万円以上 55万円未満 900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
	扶 養	5万円 18万円 13万円 10万円 5万円
		一 般 特 定 (19歳～22歳) 老 人 (70歳以上) 同 居 老 親 等 同 居 老 親 等 以 外

※配偶者の所得が55万円以上のときは、0円

配当控除

法人税との二重課税を防止するため、総所得金額の中に内国法人から受ける配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得を除きます。)がある場合に、次の配当等の種類・割合により計算した額を所得割額から控除します。

種 類	課税所得金額等		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
	市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%		
外貨建等以外の証券投資信託	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%		
外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%		

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年～令和7年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方について、次のように計算した額または控除限度額のいずれか小さい金額を所得割額から控除します。

- ・ 市民税住宅ローン控除額＝(所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額)×4/5
 - ・ 県民税住宅ローン控除額＝(所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額)×1/5
- 住宅ローン控除限度額は次の表のとおりです。

	平成21年～平成26年3月に入居した方	平成26年4月～令和3年12月に入居した方(注1)	令和4年1月～令和7年12月に入居した方(注2)(注3)
市民税	A×4%(最高78,000円)	A×5.6%(最高109,200円)	A×4%(最高78,000円)
県民税	A×1%(最高19,500円)	A×1.4%(最高27,300円)	A×1%(最高19,500円)

A：所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)
(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合の額です。それ以外の場合は平成21年～平成26年3月に入居した方と同じ額となります。
(注2)令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居した場合と同じ額となります。
(注3)令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除きます。)等については、一定の省エネ基準に適合している場合に限ります。

市民税・県民税の住宅ローン控除は、給与支払報告書(個人別明細書)や確定申告書に住宅ローン控除に関する事項が記載されることにより適用を受けることができます。

寄附金税額控除

前年中に市民税・県民税の控除対象となる寄附金を支払った場合に、次の(1)～(3)のように計算した額の合計額を所得割額から控除します。

(1) 基本控除額(控除対象となる寄附金(注1)を支払った場合)

市 民 税	県 民 税
(寄附金－2,000円)×8%	(寄附金－2,000円)×2%

(2) 特例控除額(地方公共団体へ寄附金を支払った場合)(注2)(注3)

市 民 税	県 民 税
(地方公共団体への寄附金－2,000円)×(90%－A×1.021)×4/5	(地方公共団体への寄附金－2,000円)×(90%－A×1.021)×1/5

(3) 申告特例控除額(ふるさと納税ワンストップ特例(注4)が適用される場合)(注3)

市 民 税	県 民 税
市民税の特例控除額×A×1.021÷(90%－A×1.021)	県民税の特例控除額×A×1.021÷(90%－A×1.021)

A：所得税の税率に相当する割合(注5)

- (注1) 総所得金額等の30%が限度です。
- (注2) 調整控除額を控除した後の所得割額(税額控除前・定額減税前)の20%が限度です。
- (注3) 総務大臣から指定を受けていない地方公共団体へ寄附を行った場合は、控除の適用を受けることができません。
- (注4) 所得税の確定申告が不要な給与所得者などが、ふるさと寄附金(納税)を支払った際に「申告特例申請書」を寄附先の地方公共団体へ提出することで、所得税の確定申告書を提出しなくても市民税・県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。
- (注5) 人的控除ごとに定められた金額の合計額を控除した後の課税総所得金額に応じた所得税の限界税率(0～45%)などです。

※市ウェブサイト(ページID:75551)において、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふるさと寄附金(納税)額の目安を試算することができます。詳しくは、16ページをご覧ください。

外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税などを課税された場合に一定の計算式で計算した額を所得割額から控除します。

配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当等(以下「特定配当等」といいます。)の所得または源泉徴収口座における株式等(以下「特定株式等」といいます。)の譲渡所得等がある方が、これらの所得を含めて申告した場合に、次のように計算した額を所得割額から控除します。控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当もしくは委託納付します。

- ・市民税配当割額控除額＝配当割額(特定配当等の所得×5%)×3/5
- ・県民税配当割額控除額＝配当割額(特定配当等の所得×5%)×2/5
- ・市民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額(特定株式等の譲渡所得等×5%)×3/5
- ・県民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額(特定株式等の譲渡所得等×5%)×2/5

納付の方法

市民税・県民税・森林環境税を納付していただくには、以下の方法があります。

普 通 徴 収			給与からの特別徴収	公的年金からの特別徴収
事業所得者や退職者などについては、通常、次の納期ごとに市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付していただきます。			給与所得者については、給与支払者(勤務先)が、6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。	65歳以上(4月1日現在)の公的年金受給者については、年金支給者が4月から翌年2月までの公的年金から税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。
	納 期	納期限(※)		
第 1 期	6月	6月30日		
第 2 期	8月	8月31日		
第 3 期	10月	10月31日		
第 4 期	翌年1月	1月31日	納期限(※) 徴収した月の翌月10日(毎月)	徴収の時期 年6回の公的年金の支給のつど



年の中途中で退職した場合の納付方法

給与所得者で市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から差し引いて納付（特別徴収）していた方が、退職により給与の支払を受けなくなった場合、給与から差し引くことができなくなった税額（未徴収税額）は、次の場合を除き、市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付（普通徴収）していただきます。

- (1) その方が新しい会社に就職し、引き続き給与から差し引くこと（特別徴収）を申し出た場合
- (2) 6月1日から12月31日までに退職した方で、給与または退職手当等（以下「給与等」といいます。）から未徴収税額を一括して差し引くことを申し出た場合
- (3) 翌年の1月1日から4月30日までに退職した方で、未徴収税額を超える給与等がある場合（申出の有無にかかわらず、給与等から未徴収税額を一括して差し引きます。）

退職所得の分離課税

所得税を源泉徴収される退職手当などについての市民税・県民税は、所得税と同じように他の所得と区分して、退職手当などの支払者が、その支払の際に税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。

退職所得に対する所得割額の計算方法

勤続年数5年以下の役員等(注1)の方	A×税率(注2)
役員等以外で勤続年数5年以下の方	Aが300万円以下の場合 A×1/2×税率(注2) Aが300万円を超える場合 {150万円+(A-300万円)}×税率(注2)
上記以外の方	A×1/2×税率(注2)

A：退職手当等の金額から退職所得控除額(注3)を控除した後の金額

(注1)役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員および国家・地方公務員の方をいいます。

(注2)市民税6%、県民税4%(退職所得の分離課税に係る市民税は、減税の対象ではありません。)

(注3)退職所得控除額

勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
勤続年数が20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

申告書の提出について

前年中に所得があった方は、所得金額などを記載した市民税・県民税の申告書を、毎年3月15日までに、その年の1月1日（賦課期日）にお住まいの区を担当する市税事務所あて提出してください。

ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した方
※区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所がない方は、確定申告書を提出した場合でも、市民税・県民税の申告書（事務所・事業所又は家屋敷分）を提出してください。
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先において年末調整を受けた方
※給与所得の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除など）を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。
- (3) 公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）の所得のみの方
※公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。なお、公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、所得税の確定申告書を提出する必要がある方についても、同様に控除を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。
- (4) 上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当等の所得または源泉徴収口座における株式等の譲渡所得等のみの方、(2)または(3)に該当する方でこれらの所得がある方

*市ウェブサイト（ページID:75551）で、簡単に市民税・県民税の申告書が作成できます。また、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふるさと寄附金（納税）額の目安を試算することができます。

対応しているブラウザは Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari です。なお、いずれのブラウザにおいても、JavaScriptが無効になっている場合など、セキュリティレベルが高いと正常に動作しないことがあります。

*名古屋市の暮らしの手続きガイド（右の二次元コードからアクセスできます。）で、質問に回答することで申告書を提出する必要があるかどうか判定することができます。



市民税・県民税を計算してみましょう

[事例] 家族構成	夫婦子ども3人(妻、子(19歳と16歳と12歳)は所得なし)	
前年中の収支	○給与収入	5,504,000円
	○社会保険料支払額	825,600円
	○旧契約の一般生命保険料支払額	80,000円

- 給与所得 $5,504,000円 \times 80\% - 440,000円 = 3,963,200円$ ①
- 所得控除
 - 社会保険料控除 825,600円(全額)②
 - 生命保険料控除 35,000円③
 - 配偶者控除 330,000円④
 - 扶養控除 $450,000円 + 330,000円 = 780,000円$ ⑤
(19歳の子...45万円、16歳の子...33万円、12歳の子...0円)
 - 基礎控除 430,000円⑥
- 課税総所得金額 $① - (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥) = 1,562,600円 \rightarrow 1,562,000円$ (1,000円未満切捨)
- 市民税所得割額 $1,562,000円 \times 7.7\% = 120,274円$ ⑦
(市民税率)
- 県民税所得割額 $1,562,000円 \times 2\% = 31,240円$ ⑧
(県民税率)
- 調整控除額
 - 定められた金額 = $50,000円 + 230,000円 + 50,000円 = 330,000円$
(配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除)
 - 合計課税所得金額が200万円以下ですので
 $330,000円 < 1,562,000円$ したがって
 - 市民税調整控除額: $330,000円 \times 4\% = 13,200円$ ⑨
 - 県民税調整控除額: $330,000円 \times 1\% = 3,300円$ ⑩
- 市民税額 ⑦ - ⑨ + 均等割額
 $120,274円 - 13,200円 + 2,800円 = 109,874円 \rightarrow 109,800円$ ⑪
(均等割額) (100円未満切捨)
- 県民税額 ⑧ - ⑩ + 均等割額
 $31,240円 - 3,300円 + 1,500円 = 29,440円 \rightarrow 29,400円$ ⑫
(均等割額) (100円未満切捨)
- 市民税・県民税と ⑪ + ⑫ + 森林環境税
森林環境税の合計 $109,800円 + 29,400円 + 1,000円 = 140,200円$ (令和7年度分)
(市民税額) (県民税額) (森林環境税額)

市民税・県民税と所得税とのちがい

	所 得 税	市民税・県民税
課税の対象となる所得	ある年の所得に対して その年に課税されます。	翌年度に課税されます。
均等割の有無	ありません。	あります。
申告範囲	次の場合など、申告をしないことができる場合があります。 ・給与所得者で給与以外の所得が20万円以下である場合 ・公的年金受給者で公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金に係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合	所得税のような申告の省略範囲はありません。 (原則として、すべての所得を申告する必要があります。)
控 除 額	各種の控除額が異なります。	
総合課税の税率	課税される所得金額に応じて、 5%~45%(累進税率) (復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた税額が加算されます。)	課税される所得金額にかかわらず、 市民税:7.7% 県民税:2%
納付方法 (給与所得者の場合)	1月から12月までの毎月の給与および賞与から差し引いて納付(源泉徴収)することとなります。 ・年末調整で年税額を精算します。	6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差し引いて納付(特別徴収)することとなります。 ・賞与からは徴収しません。 ・年末調整はありません。

退職後の個人の市民税・県民税・森林環境税は…？

Q1

私は、令和6年10月に会社を退職し、その後無職です。退職時に支払われた給与から残りの税額を一括して納めたため、すべて納税済みと思っていたところ、令和7年6月に市税事務所から市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきました。これはまちがいでないでしょうか。

A

会社勤めの方の市民税・県民税は、森林環境税とあわせて、通常、1月から12月までの所得から算出した年税額を、翌年の6月から翌々年の5月まで、毎月の給与等の支払の際に差し引いて納付する特別徴収の方法をとっています。

あなたの場合、令和5年中の所得から算出した税額が、令和6年の6月から毎月徴収されていましたが、退職により会社の給与等から差し引くことができなくなったため、残額を退職時の給与等から一括して納付していただきました。

しかし、令和6年1月から10月までは勤務していた会社から給与等の支払がありましたので、その所得から令和7年度の市民税・県民税を算出し、森林環境税とあわせて令和7年6月に納税通知書をお送りしました。

なお、退職後、雇用保険の基本手当などを受給している場合は、市民税・県民税が減額される場合がありますので、市税事務所にお問い合わせください。

年金を受給している方の扶養控除は…？

Q2

私は、サラリーマンで、妻と子どものほか私の父親（68歳）の4人家族です。父親は令和6年中の年金の収入金額が150万円あり、年金以外に所得はありません。

この場合、父親を私の扶養親族として扶養控除の適用を受けられるでしょうか。

A

公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）の所得は、雑所得として扱われており、これらの公的年金等を受給している方が扶養控除の対象となるかどうかの判定は、公的年金等控除額を控除した後の雑所得の金額と他の所得金額を合計した合計所得金額が48万円以下かどうかにより行います。

あなたのお父さんの場合には、雑所得の金額は、公的年金等の収入金額の150万円から公的年金等控除額（110万円（11ページ参照））を差し引いた40万円となります。したがって、他に所得がなければ、合計所得金額は40万円となりますので、扶養控除の適用を受けることができます。

パートタイムで働いている妻の配偶者控除は…？

Q3

私の妻は、令和6年1月から近所の商店にパートタイムで勤めにでています。令和6年1月から12月までの給与収入の合計は100万円でした。この場合、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるでしょうか。

A

配偶者控除の対象となる方は、前年中の給与所得、営業所得、不動産所得などの合計所得金額が48万円以下の配偶者の方で、配偶者特別控除の対象となる方は、合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者の方です（ただし、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、いずれの控除も適用を受けることができません）。給与収入のみの方については、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた給与所得金額によって判定します。

そこで、あなたの配偶者の令和6年中の給与所得金額を求めてみると、パートタイムで得た収入100万円から給与所得控除額（55万円（11ページ参照））を差し引いた45万円となりますので、配偶者控除の適用を受けることができます。しかし、配偶者特別控除については、適用を受けることができません。

年の途中で引っ越しをしたときの個人の市民税・県民税・森林環境税は…？

Q4

私は、令和7年2月に名古屋市中区からA市に引っ越しをしました。令和7年6月に名古屋市栄市税事務所から令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきましたが、A市に納めるのではないのでしょうか。

A

個人の市民税・県民税・森林環境税は、1月1日にお住まいの市町村で課税することとなっています。あなたの場合、令和7年1月1日の住所は名古屋市中区ですから、その後に引っ越しをした場合であっても、令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は、A市ではなく、名古屋市中区に納付していただくこととなります。

法人の市民税

納税義務者(市民税を納めていただく方)と納めるべき税額

法人の市民税は、均等割と法人税割からなっています。「均等割」は国税である法人税の税額(以下「法人税額」といいます。)にかかわらず負担していただくもので、「法人税割」は法人税額に応じて負担していただくものです。それぞれの納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
区内に事務所や事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人	●	●
区内に寮、宿泊所、クラブ等(以下「寮等」といいます。)を有する法人で、その区内に事務所等を有しないもの	●	—
法人課税信託の受託者(個人の受託者を含みます。)で区内に事務所等を有するもの	—	●

- ・法人課税信託とは、信託段階において受託者を納税義務者として法人税が課税される信託として法人税法で定めるものをいいます。
- ・法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(以下「人格のない社団等」といいます。)または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされ、法人市民税の規定が適用されます。

法人税割の課税標準

法人税割の課税標準は、法人税法その他法人税に関する規定によって計算した法人税額です(ただし、法人税における税額控除のうち一部については、地方税においては控除ができないものがあります。)

法人税割の課税標準の分割

2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税額を関係市町村ごとにそれぞれの市町村内の事務所等の従業者の数で按分した額が課税標準となります。

税率

●均等割の税率

法 人 の 区 分		税率(年額)
資 本 金 等 の 額	区内の事務所等 または寮等の 従業者数の合計数	
①公共法人および公益法人等 ②人格のない社団等 ③一般社団法人および一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

- ・2以上の区に事務所等または寮等がある場合は、区ごとに均等割額を計算し、合計したものが当該法人の均等割額となります。

●法人税割の税率

法人の区分		令和元年9月30日 以前に開始する 事業年度分	令和元年10月1日 以後に開始する 事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		12.1%	8.4%
②資本金の額または出資金の額が 1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる 法人税額が年2,500万円を超えるもの		
③資本金の額または出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる 法人税額が年2,500万円以下のもの	9.7%	6.0%
④人格のない社団等			

・法人課税信託の受託者(個人の受託者を含みます。)については、①の法人と同じとなります。

令和7年6月1日現在適用されている条例に基づく税率です。条例については、改正される場合があります。詳しくは、市ウェブサイト(ページID:75025)をご覧ください。

超過課税について

名古屋市中では、法人市民税の法人税割について超過課税を実施しています。

この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

(超過課税による増収額：令和7年度予算157億円)

申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の申告期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

区 分	申 告 期 限	納 付 税 額
確 定 申 告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	均等割額と法人税割額の合計額(ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額)
予 定 申 告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内(注1)	均等割額(年額×「事業年度開始の日以後6か月間(注2)に事務所等または寮等の存在した月数」÷12で計算した額)と法人税割額(「前事業年度の法人税割額×6(注3)÷前事業年度の月数」で計算した額)の合計額
仮決算による 中 間 申 告		均等割額(年額×「事業年度開始の日以後6か月間(注2)に事務所等または寮等の存在した月数」÷12で計算した額)と法人税割額(6か月間(注2)を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として算定した額)の合計額

(注1) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内となります。

(注2) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの期間となります。

(注3) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数が6以外であるときは、その月数を乗じます。

・法人課税信託の受託者が法人である場合は、法人税割については、各法人課税信託の信託資産等および固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして申告を行う必要があります。また、均等割については、信託資産等および固有資産等を別の者とみなすことなく、固有資産等が帰属するとみなされた法人に係る法人税割の申告納付と併せて申告を行うこととなります。

●大法人の電子申告義務化

次の対象となる法人が提出する法人市民税の申告書および申告書に添付すべき書類について、エルタックスによる提出が義務付けられています。

対象となる法人:事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

この対象となる法人が、申告期限までにエルタックスにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）に対して課税される市税です。

●償却資産とは…法人や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、備品などをいいます。

納税義務者（固定資産税を納めていただく方）

毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している方。固定資産を所有している方とは、

- 土地については、登記簿または土地補充課税台帳
 - 家屋については、登記簿または家屋補充課税台帳
 - 償却資産については、償却資産課税台帳
- にそれぞれ所有者として登記または登録されている方をいいます。

税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4%）

課税標準額

税額を計算する基礎となる課税標準額は、1月1日現在の固定資産の価格（評価額）から求められます。

土地・家屋の価格については国が定める固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価の見直しを行って定めます。

また、償却資産については、原則として申告していただいた資産の取得価額、取得年月および耐用年数をもとに、個々の資産ごとに算出した価格の合計額が課税標準額になります。

免税点

同一区内に同一人が所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は、固定資産税が課税されません。

●土地：30万円 ●家屋：20万円 ●償却資産：150万円

納付の方法

右表の納期ごとに市税事務所から送付される納付書により納めていただきます。

また、口座振替やクレジットカード、スマートフォン決済アプリにより納めていただくこともできます（34・35ページ参照）。

期 別	納 期	納 期 限
第1期	4 月	4 月30日
第2期	7 月	7 月31日
第3期	12月	1 月 5 日
第4期	翌年2月	3 月 2 日

償却資産の申告

償却資産を所有している方は申告が必要です。

申 告 期 限：1月31日（土曜日・日曜日・祝休日の場合は翌開庁日）

申告書の提出先：資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当

※郵送や電子申告（エルタックス）による提出にご協力をお願いします。

土地・家屋の所有者がお亡くなりになった場合

土地・家屋の所有者がお亡くなりになった場合は、次のとおり申告をしてください。

※法務局で相続登記の手続をされた場合は、申告の必要はありません。

なお、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- 申告が必要な方：土地・家屋の現所有者（相続人など）
 - 申告方法：申告書に必要書類（戸籍謄本など）を添えて市税事務所固定資産税課に提出
 - 申告期限：現所有者（相続人など）であることを知った日の翌日から3か月を経過した日
- ※申告方法の詳細、申告書の様式のダウンロードについては、市ウェブサイト（ページID:130307）をご覧ください。

土地・家屋の利用状況が変わる場合

次のような場合は、土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課へお知らせください。

- ・家屋の新築・増築・改築・用途変更（例：店舗→住宅）・取壊しをされた場合
- ・共同住宅等の建築設備をリース契約に変更された場合
- ・土地の用途変更をされた場合

（例1）事務所・店舗・倉庫などを住宅に用途変更し、その敷地が住宅用地になった場合

（例2）住宅を事務所・店舗・倉庫などに用途変更し、その敷地が住宅用地でなくなった場合

（例3）住宅の一部の用途を変更し、居住部分の割合が変わった場合

- ・1月1日現在、住宅を建替え中の場合

※詳細は、右の二次元コードから名古屋市くらしの手続きガイド「家屋の新築・増改築・取壊・建替に伴う固定資産税ガイド」をご覧ください。



縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税（土地または家屋）の納税者の方が、同一区内の他の固定資産（土地または家屋）の価格との比較を通じてご自分の固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するものです。土地の納税者の方は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の納税者の方は家屋価格等縦覧帳簿をご覧になれます。

固定資産税（土地または家屋）の課税内容にご不明な点がある場合は、その土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所にお問い合わせください。

なお、償却資産には縦覧の制度はありません。

縦覧期間:令和7年4月1日から令和7年4月30日まで（土曜日・日曜日・祝休日を除く）

縦覧場所:固定資産が所在する区を担当する市税事務所

※縦覧に来られる際には、本人確認書類（納税通知書、課税明細書、運転免許証、運転経歴証明書など）をご持参ください。納税者以外の方は、納税者からの委任状もあわせて必要です。

※令和7年4月から、区役所・支所では縦覧できません。

審査の申出

固定資産課税台帳に登録された令和7年度の価格に不服のある方は、固定資産の価格等を登録した旨を公示した日（令和7年4月1日）から納税通知書を受け取った日後3か月以内に、名古屋市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

ただし、令和7年度は、次の事情がある土地または家屋のみ、審査の申出をすることができます。

（土地）①地目の変換、分筆、合筆、利用状況の変更があった場合

②地価下落に対応した価格の修正があった場合（地価下落に関するもののみ対象）

③本来地価下落に対応した価格の修正を受けるべき土地であることを申し出る場合

（家屋）新築、増改築などがあった場合

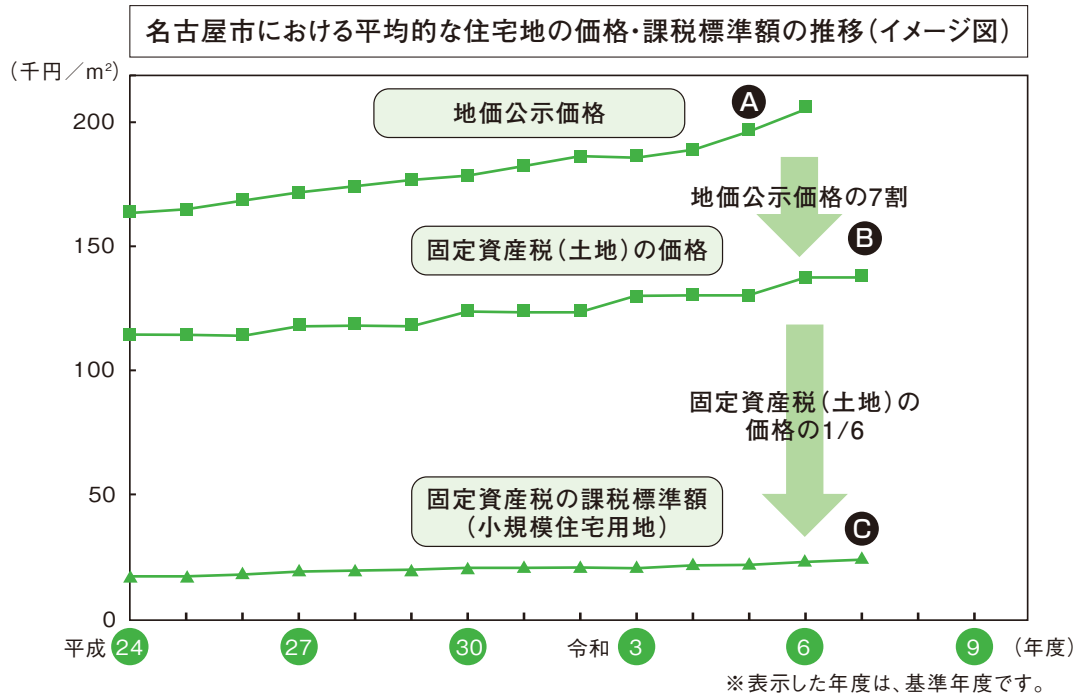
審査申出書は、なるべく固定資産が所在する区を担当する市税事務所の固定資産税課を経由して提出してください。

固定資産税の評価・軽減措置

<土地の評価と税負担>

○令和7年度の土地の評価

令和7年度の土地の価格は、令和5年1月1日の地価公示価格等の7割で評価し、地価が下落していると認められる地域については、令和6年7月1日までの1年半の地価下落に対応した価格の修正を行っています。



●A = 令和5年1月1日地価公示価格(197千円/m²)

●B = 令和7年度固定資産税(土地)の価格(137千円/m²)

・地価公示価格の7割(197千円/m²×0.7)

・令和5年1月1日から令和6年7月1日までの1年半の地価下落を反映

●C = 令和7年度固定資産税の課税標準額(小規模住宅用地)

・【上限】固定資産税(土地)の価格の1/6

※土地の固定資産税価格は、市町村間での評価のばらつきをなくすため、平成6年度から全国すべての市町村で地価公示価格等の7割の水準に統一されています。

※価格は、原則として3年間据え置かれますが、地価が下落したと認められる地域にある土地については、平成9年度以降、地価の下落に係る特例措置として、価格を修正しています。

○税負担のしくみ

土地の税額は、価格（住宅用地の場合は「価格×住宅用地特例率」）を課税標準額として、これに税率をかけて求めることとされています。
具体的には、25・26ページのように計算します。

○住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、次のとおり課税標準の特例があります。

◎住宅用地特例率表

区 分	小規模住宅用地	一般住宅用地
固定資産税	1／6	1／3
都市計画税	1／3	2／3

◎住宅用地率表

家 屋		居住部分の割合	率
①	地上階数が5階建て以上の耐火建築物である家屋	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上3/4未満	0.75
		3/4以上	1.0
②	①に掲げる家屋以外の家屋	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0

- ◎住宅用地とは、次のものをいいます。
- ・専用住宅の敷地。ただし、敷地面積がその住宅の床面積の10倍を超えるときは10倍の面積までの部分。
 - ・併用住宅（居住部分とそれ以外の用途の部分がある家屋のうち、居住部分がその家屋の床面積の1／4以上である家屋）の敷地は、敷地面積に住宅用地率表の率をかけて求めた面積の部分。ただし、敷地面積が床面積の10倍を超えるときは10倍の面積に住宅用地率表の率をかけて求めた面積の部分。
- ◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち住宅1戸につき200㎡までの部分をいいます。また、一般住宅用地とは、住宅用地のうち小規模住宅用地以外の部分をいいます。

<家屋の評価と軽減措置>

○令和7年度の家屋の評価

家屋の評価は、屋根、外壁、内壁、天井、床、基礎、建具、設備などにつき、それぞれに使用されている材料の種類や数量を実地調査や各種の資料から把握し、国が定めた全国共通の評価のものさしである固定資産評価基準によって行います。そのため、家屋の価格は、実際の取得費や工事費とは異なります。

家屋の価格 = 再建築価格^{※1} × 経年減点補正率^{※2}

(※1)もう一度その場所にその家屋を建てるとした場合に必要な建築費
(※2)建築後の年数の経過によって生ずる家屋のいたみ具合による価値の減少を率であらわしたもの（初年度は1年間経過したものとします。）

家屋の評価は、地方税法の規定により3年ごとの基準年度に見直しを行っています（令和6年度が、その評価の見直しの年でした。）。すでに固定資産税が課税されている家屋においては、令和7年度価格は令和6年度価格を据え置いたものとなります。ただし、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増築、改築や一部取壊し、そのほか特別な事情がある場合は、新たに評価をしておいて価格を求めます。

○家屋についての軽減措置

1. 新築住宅の減額・新築された認定長期優良住宅の減額

新築された住宅が、下表の「減額の要件」の欄に当てはまる場合は、「減額の内容」の欄のとおり、その住宅の固定資産税が減額されます（都市計画税は減額されません。）。

		新築住宅※1の減額		新築された 認定長期優良住宅※2の減額	
減額 の 要件	居 住 割 合	居住部分の床面積の割合が1棟全体の 1／2以上 (区分所有家屋の場合は専有部分ごとに判定します。)			
	床 面 積※3	居住部分の床面積が1戸当たり50㎡以上280㎡以下 (戸建て以外の貸家住宅については40㎡以上280㎡以下)			
減額 の 内 容	減額の対象 となる税額	居住部分の床面積(1戸当たり120㎡を限度とします。)に相当する額			
	減額する率	1／2			
	減額の期間	3階建以上の 耐火・準耐火住宅※4 新築後5年間	左記以外の 住宅 新築後3年間	3階建以上の 耐火・準耐火住宅※4 新築後7年間	左記以外の 住宅 新築後5年間
手 続 き		不要		新築された日から翌年の1月31日(土曜日・日曜日・ 祝休日の場合は翌開庁日)までの間に、長期優良住宅 建築等計画等の認定通知書の写し※5などを添えて、 その住宅が所在する区を担当する市税事務所固定資 産税課家屋担当へ申告書を提出する必要があります。	

- ※1 都市再生特別措置法に基づいてされた勧告に従わず建築された一定の住宅については、新築住宅の減額の対象から除外されます。
- ※2 認定長期優良住宅とは、耐久性や耐震性などについて一定の基準を満たす住宅で、長期優良住宅建築等計画等について名古屋市の認定を受けたものをいいます。
本市において長期優良住宅の認定を受けるためには、1戸当たりの床面積が戸建ての住宅については75㎡以上、共同住宅、長屋、その他の戸建て以外の住宅については40㎡以上であることが必要とされています。
- ※3 居住部分の床面積の判定については、次のとおりです。
- (1) マンションやアパートなど複数の世帯が居住する家屋(共同住宅)の場合
それぞれの世帯が居住する独立的に区画された部分ごとに判定します。共用部分(独立的に区画された部分の居住者が共同で使用する部分)がある場合は、共用部分の床面積をそれぞれの独立的に区画された部分の床面積の割合によりあん分し、それを独立的に区画された部分の床面積に加算して判定します。
- (2) 二世帯住宅の場合
原則として、それぞれの世帯の居住部分に、日常生活に必要な専用出入口、台所、トイレ、風呂があり、住宅の構造上および利用上それぞれが独立した住宅となっている場合に限り、それぞれの世帯の居住部分を1戸として判定します。
- ※4 建築基準法に定める特定主要構造部を耐火構造または主要構造部を準耐火構造とした住宅をいいます。
- ※5 長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を受けた場合は、「長期優良住宅建築等計画等の変更認定通知書の写し」、長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた方の地位を承継した場合については、「認定計画実施者の地位の承継に係る承認通知書の写し」を添えてください。

2. 耐震改修等が行われた住宅の減額

耐震改修、バリアフリー改修または省エネルギー改修が行われた住宅が、下表の「減額の要件」欄に当てはまる場合は、「減額の内容」の欄のとおり、その住宅の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません。)

		耐震改修が行われた住宅の減額	バリアフリー改修が行われた住宅の減額	省エネルギー改修が行われた住宅の減額
減額の要件	対象住宅	昭和57年1月1日以前から所在する住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅(貸家は除きます。)	平成26年4月1日以前から所在する住宅(貸家は除きます。)
	居住割合	居住部分の床面積の割合が1棟全体の1／2以上 (区分所有家屋の場合は専有部分ごとに判定します。)		
	床面積	— ※1	改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下	
	居住者	—	申告の時点で65歳以上の方などが居住していること	—
	工事内容	建築基準法に定める現行の耐震基準に適合させる工事	バリアフリー化に資する工事 例：通路・出入口の拡幅、手すりの取付け	窓の断熱改修工事またはこれと併せて行う天井・壁・床などの断熱改修工事等
	工事費用	1戸当たり50万円を超えていること	1戸当たり50万円を超えていること※2	1戸当たり60万円を超えていること※2
リフォーム工事などに相当する金額は含みません。				
減額の内容	減額の対象となる税額	居住部分の床面積に相当する額		
		1戸当たり120㎡を限度とします。	1戸当たり100㎡を限度とします。	1戸当たり120㎡を限度とします。
	減額する率	1／2※3	1／3	1／3※3
	減額の期間	1年※4	1年	
手続き		工事完了の日から3か月以内に、添付書類を添えて、その住宅が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当へ申告書を提出することが必要です。		

- ※1 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、「改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下(戸建て以外の貸家住宅については40㎡以上280㎡以下)」となります。
- ※2 国等からの補助金等の金額は含みません。
- ※3 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、「2/3」となります。
なお、長期優良住宅の認定を受けて改修され、かつ、下記※4に該当する場合は、改修工事が完了した翌年度分に限り「2/3」となります。
- ※4 耐震改修が行われた住宅が、耐震診断が義務付けられた通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、「2年」となります。

固定資産税・都市計画税(土地)の税額計算の方法

＜宅地の税額の算出方法(令和7年度)＞

令和7年度の税額 = 令和7年度の課税標準額 × 税率

〔固定資産税1.4%〕
〔都市計画税0.3%〕

課税標準額は次の方法で求めます。

1. 住宅用地の場合

原則 令和7年度の課税標準額 = 令和7年度の価格 × 住宅用地特例率 (以下「特例適用後金額」といいます。)

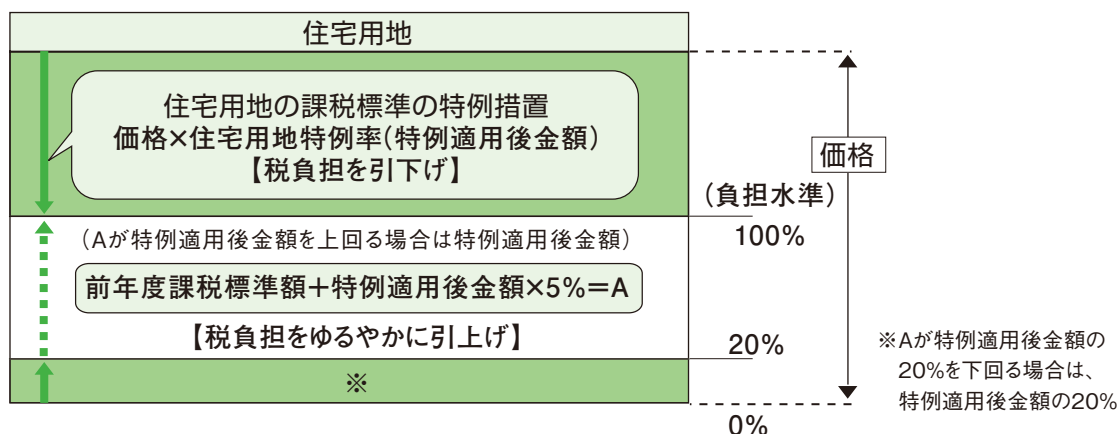
(23ページの「住宅用地特例率表」参照)

ただし、前年度(令和6年度)の課税標準額が特例適用後金額より低い土地(特例適用後金額に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)が100%より低い土地)については、令和7年度の課税標準額を次のとおり求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度(令和6年度)の課税標準額}}{\text{特例適用後金額}} \times 100\%$$

令和7年度の課税標準額 = 令和6年度の課税標準額 + 特例適用後金額 × 5%

ただし、上記により計算した令和7年度の課税標準額が、
・特例適用後金額を上回る場合には、特例適用後金額とします。
・特例適用後金額の20%を下回る場合には、特例適用後金額 × 20%とします。



2. 非住宅用地の場合

原則 令和7年度の課税標準額 = 令和7年度の価格 × 70%

ただし、前年度(令和6年度)の課税標準額が令和7年度の価格の70%より低い土地については、価格に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)に応じて令和7年度の課税標準額を次のとおり求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度(令和6年度)の課税標準額}}{\text{今年度(令和7年度)の価格}} \times 100\%$$

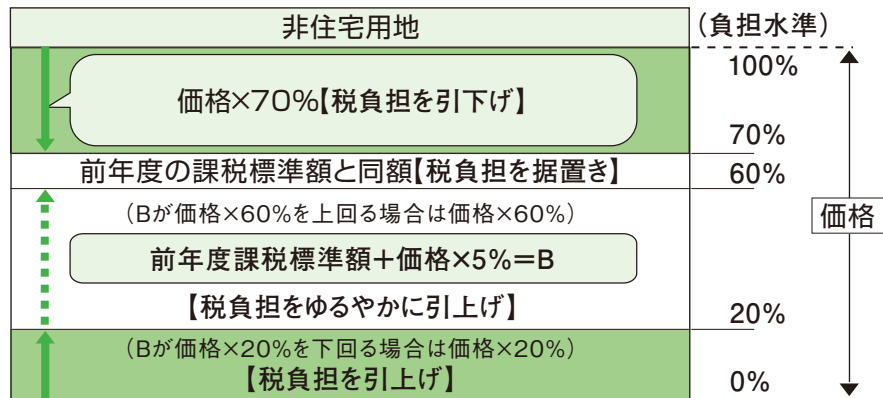
① 負担水準が60%以上70%以下の場合【税負担を据置き】

→ 令和7年度の課税標準額 = 令和6年度の課税標準額

② 負担水準が60%未満の場合【税負担をゆるやかに引上げ】

→ 令和7年度の課税標準額 = 令和6年度の課税標準額 + 令和7年度の価格 × 5%

ただし、②により計算した令和7年度の課税標準額が、
・令和7年度の価格の60%を上回る場合には、令和7年度の価格 × 60%とします。
・令和7年度の価格の20%を下回る場合には、令和7年度の価格 × 20%とします。



市街化区域農地の宅地並み課税について

平成4年度以降、市街化区域農地は、すべて「宅地並み課税」となっています。市街化区域農地の課税標準額の算出にあたっては、軽減措置があり、住宅用地と同様の方法により計算します。具体的には、前記の住宅用地特例率について固定資産税は3分の1、都市計画税は3分の2と読み替えて計算します。ただし、市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区内の農地および都市計画公園または特別緑地保全地区内の農地は、宅地並み課税の対象となりません。

なお、すでに農地転用届が提出されている農地については、宅地（非住宅用地）と同様の方法により計算します。

償却資産について

償却資産を、資産の種類ごとに例示すると、次のとおりです。

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物※1	駐車場の舗装（砂利敷きを含む）、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
第2種	機械および装置 (建物附属設備※1)	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
		建物附属設備※1 1 受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備等 2 特定附帯設備(テナントの方が賃貸している家屋に施行した内装、造作、建築設備)
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター
第5種	車両※2 および 運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー・クレーン車・フォークリフト等、台車等
第6種	工具・器具 および備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※1 国税申告において、構築物や建物附属設備を建物一式として減価償却していても、償却資産申告においては上表に掲げる構築物や建物附属設備を個別に申告する必要があります。

※2 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の対象になる乗用車、トラック等(これらと同じ所有者が取り付けしたカーラジオ、カーナビゲーションシステム等を含みます。)は対象外です。特に、小型特殊自動車や特種用途自動車を誤って申告しないよう注意してください。

固定資産税(償却資産)の価格(評価額)

原則として、1つの区の区域内に所在する資産の価格(評価額)の合計額が課税標準額となります。資産の価格(評価額)は次の方法で求めます。

前年中に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額}^{\ast 1} \times (1 - \text{減価率}^{\ast 2} / 2)$$

(注)減価率^{※2}/2の計算をして得た数値について、小数点以下第4位は四捨五入します。

前年前に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度の価格(評価額)} \times (1 - \text{減価率}^{\ast 2})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

※1 償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など、その償却資産をその用途に供するために直接要した費用を含みます。

※2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

【計 算 例】取得価額3,000,000円、取得年月令和6年5月、耐用年数3年の資産の場合
(耐用年数3年に応ずる減価率は0.536)

$$\text{令和7年度} = 3,000,000\text{円} \times (1 - 0.536 \div 2) = 2,196,000\text{円}$$

$$\text{令和8年度} = 2,196,000\text{円} \times (1 - 0.536) = 1,018,944\text{円}$$

$$\text{令和9年度} = 1,018,944\text{円} \times (1 - 0.536) = 472,790\text{円}$$

$$\text{令和10年度} = 472,790\text{円} \times (1 - 0.536) = 219,374\text{円}$$

$$\text{令和11年度} = 219,374\text{円} \times (1 - 0.536) = 101,789\text{円} < 150,000\text{円}$$

◎令和11年度で取得価額の5%(150,000円)を下回りますので、以降は150,000円になります。

都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に全額が使われている目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対して課税されます。

納税義務者(都市計画税を納めていただく方)

毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している方

税額の計算方法

課税標準額×税率(0.3%)

課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格から求められます。なお、土地については、次のような軽減・特例措置がとられています。

都市計画税の軽減・特例措置

○税負担のしくみ

固定資産税と同様の負担水準に応じてなだらかな税負担の調整措置を講じています(税額の計算方法などについては21・25・26ページをご覧ください。)

○住宅用地に対する課税標準の特例

固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例措置がとられています(23ページをご覧ください。)

納付の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます(21ページをご覧ください。)

使い
みち
は
…?

都市計画税(令和7年度予算549億円)は、街路整備、公園整備、下水道整備、市街地開発事業などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用(令和7年度予算都市計画事業等充当一般財源664億円)に充てています。

Q&A こんな場合、固定資産税はどうなるの？

家を取り壊した跡地の固定資産税は…？

Q5

私は、昨年11月末に以前から貸していたアパートを取り壊し、今年の秋頃この土地に事務所を建てる予定です。ところが同じ宅地にもかかわらず、土地にかかる固定資産税が、昨年と比べて今年は非常に高くなりました。なぜでしょうか。

A

固定資産税には、戸建て住宅やアパートなど居住用として利用している土地（住宅用地）に対する軽減措置がありますが、その特例の適用は、毎年1月1日現在住宅の建っている敷地かどうかによって決まります。したがって、あなたの土地は今年の1月1日現在居住用として利用している土地ではないため、この特例が受けられず、昨年度の税額と差が生じているのです。

家や土地を売った場合の固定資産税は…？

Q6

昨年12月に家を売り、今年1月上旬に移転登記を済ませました。ところが、今年の4月に市税事務所から令和7年度の固定資産税の納税通知書が送られてきました。この場合、所有権は買主に移転しているので、私には納税の義務はないと思いますがどうでしょうか。

A

土地、家屋に対する課税は1月1日現在の登記簿に所有者として登記されている方に対して行われます。したがって、すでに売却済の土地・家屋であっても令和7年1月1日現在の登記簿には、あなたの名義で登記されていますので、令和7年度の固定資産税の納税義務者はあなたになります。

住宅の税額が急に高くなったのですが…？

Q7

私は、令和3年7月に住宅を新築しましたが、令和7年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A

新築の住宅に対しては、一定の要件に当てはまると、固定資産税を減額する制度が設けられています（都市計画税は減額されません）。これは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間（3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年間）にかぎり、1戸当たり120㎡までの居住部分を限度として税額の2分の1を減額するものです。あなたの場合は、この制度によって令和4・5・6年度分について税額が2分の1に減額されていましたが、令和7年度はこの減額期間が終了したため、本来の税額で課税されることとなり、このため税額が高くなったものです。

なお、この減額期間が終了した住宅については、納税通知書に同封される課税明細書において「前年度で減額の適用期間が終了しました。」と記載してお知らせしています。

マイホームを持つとどんな税金がかかるの…？

Q8

土地や建物を買ったときは、どんな税金がかかるのでしょうか。

A

市税として、固定資産税・都市計画税がかかります（21～27ページ参照）。

市税以外では、県税として、不動産取得税がかかるほか、国税として、登記をする際に登録免許税がかかります。くわしくは県税事務所・法務局（登記所）（45ページ参照）でおたずねください。

また、住宅借入金等がある場合の所得税額の特別控除については税務署（45ページ参照）でおたずねください。

土地の税額が高くなったのですが…？

Q9

令和7年度の土地の税額が令和6年度より高くなっています。なぜでしょうか。

A

主に次の理由が考えられます。

＜住宅用地の課税標準の特例＞

住宅を取り壊した場合には、住宅用地の課税標準の特例が適用されなくなるため土地の税額が上がります。

＜利用状況の変更＞

農地を整備して駐車場にした場合（地目の変更）や土地を分合筆して土地の利用状況を変更した場合は、土地の税額が上がる可能性があります。

家や土地の所有者が亡くなった場合に必要な手続きは…？

Q10

家や土地の所有者が亡くなった場合は、相続人はどのような手続きをする必要があるのでしょうか。

A

法務局で相続登記の手続きを行ってください。

登記されていない家屋の所有者が亡くなった場合については、法務局で建物表題登記および所有権保存登記の手続きを行ってください。

土地・家屋の所有者が亡くなってからおおむね3か月以内に登記の手続きが完了しない場合は、登記されるまでの間土地・家屋を現に所有している方は住所、氏名など必要な事項を申告する必要があります（21ページ参照）。

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)に対して課税されます。

納税義務者(軽自動車税(種別割)を納めていただく方)

その年の4月1日(課税の基準となる日で、賦課期日といいます。)に軽自動車等を所有している方
※4月2日以降に廃車や譲渡などをしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

税 率

<原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車>

車 種	車輪数、用途、総排気量等			税率(年額)
原動機付自転車	車輪数による制限なしミニカーや最高出力4.0 kW以下の二輪を除きます	総排気量	50cc以下	2,000円
		定格出力	0.6kW以下(※1)	
	二輪のもの	総排気量	125cc以下	2,400円
		最高出力	4.0kW以下(※2)	
		総排気量	50cc超90cc以下	
		定格出力	0.6kW超0.8kW以下	
	三輪以上のもの(ミニカー)(※3)	総排気量	90cc超125cc以下	3,700円
		定格出力	0.8kW超1kW以下	
軽自動車	二輪のもの(側車付きのものを含みます。)(※4)	総排気量125cc超250cc以下		3,600円
	専ら雪上を走行するもの	総排気量660cc以下		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用・刈取脱穀作業用のもの	最高速度35km毎時未満		2,400円
	二輪のもの(側車付きのものを含みます。)	最高速度15km毎時以下		3,600円
	三輪のもの			3,900円
	四輪以上のもの			5,000円
二輪の小型自動車		総排気量250cc超		6,000円

- (※1) 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)は、原動機付自転車第一種に含まれます。
(※2) 総排気量125cc以下の原動機付自転車については、最高出力が4.0kW以下であるものに限り、税率(年額)が2,000円となります。
なお、最高出力はその他の区分では用いません。
(※3) 「車室を備えず、かつ、輪距(通常は、左右のタイヤの中心間の距離)が0.5メートル以下のもの」、「側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの」の税率は、2,000円です。
(※4) 被けん引車(ボートレール等)については、補助輪を除く車輪の数に相当する軽自動車の税率を適用します。

<三輪および四輪以上の軽自動車>

最初の新規検査の年月によって、以下のとおり適用される税率(年額)が異なります。

種 別			税率(年額)		
			平成24年3月以前に 最初の新規検査を受けた車両 (重課税率適用)	平成24年4月から 平成27年3月の間に 最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月以後に 最初の新規検査を 受けた車両
三輪のもの(総排気量660cc以下)			4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上のもの (総排気量 660cc以下)	乗 用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円

- (注1) 「最初の新規検査」とは、初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けることをいいます。最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。
(注2) 令和7年4月1日時点で最初の新規検査から13年を超える車両には重課税率が適用されます。ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象外です。

●グリーン化特例(軽課)措置

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環境性能を有する以下の対象車に該当する車両は、令和7年度分に限り、軽課税率(年額)が適用されます。

【軽課税率】

種 別			税率(年額)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 (※1)	ガソリン車・ ハイブリッド車 (※2)	ガソリン車・ ハイブリッド車 (※3)
三輪のもの(総排気量660cc以下)			1,000円	2,000円(※4)	3,000円(※4)
四輪以上のもの (総排気量 660cc以下)	乗 用	自家用	2,700円	対象外	対象外
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	対象外	対象外
		営業用	1,000円	対象外	対象外

(※1) 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両または平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両

(※2) 平成30年排出ガス基準50%低減達成車、または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(以下「★★★★低排出ガス車」といいます。)で、令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

(※3) ★★★★★低排出ガス車で、令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

(※4) 乗用の営業用に限り、適用対象となります。

※令和7年6月1日現在適用されている条例に基づく税率です。条例については、改正される場合があります。詳しくは、市ウェブサイト(ページID:75151)をご覧ください。

納付の方法

納税通知書により、納期限(5月31日)までに納付していただきます。

ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日等のときは翌日(平日)となります。

課税免除

以下の車両は軽自動車税(種別割)が課税免除される場合があります。

要件等の詳細については金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当)へお問い合わせください。

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛護手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方などが所有し、かつ、使用する軽自動車等(1人1台に限ります。)
- ・専ら身体障害者等の利用に供するための構造を有する軽自動車等(例:車いす移動車等)
- ・地域防災又は地域防犯のため専らその用に供する軽自動車等(例:青色回転灯装備車等)
- ・商品であって使用しない軽自動車等

申告・手続き

軽自動車等を取得・譲受などした場合や所有者の氏名・住所を変更した場合は**15日以内**に、軽自動車等を廃車・譲渡などした場合は**30日以内**に次の場所で申告・手続きをしてください。

なお、申告書はそれぞれの提出先に用意されています。

車 種	提 出 先	備 考(手続き)
原動機付自転車	最寄りの市税事務所、区役所・支所の税務窓口で申告書を提出できます。 ※名古屋市くらしの手続きガイドもご利用ください。	
小型特殊自動車		
二輪の軽自動車	愛知運輸支局 〒454-8558 中川区北江町1-1-2	愛知運輸支局での使用の届出、届出済証の返納、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出します。
二輪の小型自動車		愛知運輸支局での新規検査、まつ消(登録)申請、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出します。
軽 自 動 車 (二輪の軽自動車を除く)	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所 (軽自動車検査協会内) 〒455-0052 港区いろは町2-56-2	軽自動車検査協会の新規検査、検査証の返納、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出します。



事業所税

事業所税は、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事業所等において法人または個人の行う事業に対して課税されます。

納税義務者(事業所税を納めていただく方)

市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など(以下「事業所等」といいます。)を設けて事業を行っている方

免税点

課税標準の算定期間の末日(法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日)現在において、以下の場合には、資産割または従業者割は課税されません。なお、事業を行っている方の特殊関係者(子会社や親会社が同一である他の子会社で一定の方など)の事業が同一家屋内で行われている場合、その同一家屋内で行われている方の事業は、共同事業とみなされ、以下の床面積または従業者数の判定において合算して行います。

(1) 資産割 市内の各事業所等の床面積(借り受けている場合も含みます。)の合計が1,000m²以下

(2) 従業者割 市内の各事業所等の従業者数(役員を含みます。)の合計が100人以下

課税標準と税率

(1) 資産割 事業所床面積(m²)×600円(税率)

(2) 従業者割 従業者給与総額(円)×0.25%(税率)

申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます(事業所床面積が800m²以上1,000m²以下または従業者数が80人以上100人以下の方は、課税にはなりませんが申告書のみ提出していただきます。)

法人の場合:事業年度終了後 2か月以内

個人の場合:翌年 3月15日

なお、申告期限までに申告がない場合には不申告加算金が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が課されます。

使い
みちは
…?

事業所税(令和7年度予算170億円)は、道路整備、上・下水道整備、市街地開発事業、教育文化施設整備、社会福祉施設整備などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用(令和7年度予算都市環境整備等充当一般財源1,399億円)に充てています。

市たばこ税

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。

納税義務者(市たばこ税を納めていただく方)

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者

課税標準と税率

小売業者に売り渡したたばこの合計本数×税率

・紙巻きたばこの税率は1,000本につき6,552円です。

なお、市、県および国のたばこ税の税率は次のとおりです。

	市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税(国税)
税率(1,000本につき)	6,552円	1,070円	6,802円	820円

・たばこ1箱に含まれるたばこ税などの内訳

たばこ1箱(20本入り小売定価580円)に含まれるたばこ税などの内訳は次のとおりです。

国たばこ税	たばこ特別税	消費税	地方消費税	県たばこ税	市たばこ税	合計
136.04円	16.40円	41.12円	11.60円	21.40円	131.04円	357.6円

申告と納付の方法

納税義務者が毎月税額を算出して翌月末日までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

第3章

国税・県税（参考）

国税について

直接税

所得税	復興特別所得税 ^{※1}
法人税	相続税
地方法人特別税 ^{※2}	贈与税
地価税 ^{※3}	地方法人税 ^{※4}
特別法人事業税 ^{※5}	森林環境税 ^{※6}

間接税等

消費税	航空機燃料税	地方揮発油税	登録免許税
酒税	関税	とん税	自動車重量税
揮発油税	たばこ税	たばこ特別税	特別とん税
石油ガス税	石油石炭税	印紙税	電源開発促進税
国際観光旅客税			

※1 復興特別所得税は、平成25年から令和19年までの各年分に適用されます。

※2 地方法人特別税については、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用され、申告、納税手続は、県において法人県民税と併せて行います。

※3 地価税については、平成10年分から課税が停止されています。

※4 地方法人税については、平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

※5 特別法人事業税については、令和元年10月1日以後開始する事業年度に適用され、申告、納税手続は、県において法人事業税と併せて行います。

※6 森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

くわしくは国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

県税について（愛知県）

普通税

県民税	(軽)自動車税環境性能割	ゴルフ場利用税	事業税
自動車税種別割	地方消費税	軽油引取税	不動産取得税
鉦区税	県たばこ税		

目的税

狩猟税
産業廃棄物税

くわしくはお近くの県税事務所へ（45ページ参照）
（令和7年6月1日現在）

くわしくは愛知県HP (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>) をご覧ください。
なお、AIチャットボットによるお問い合わせにも対応しています。



第4章

市税の納付など

名古屋市くらしの
手続きガイドも
ご利用ください。



【くらしの手続きガイド】

市税の納付場所

名古屋市税は以下の金融機関等で納めることができます。(令和7年6月1日現在)

指定金融機関・収納代理金融機関

名古屋市内に店舗がある銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫の全国の店舗(一部取り扱いのない金融機関もあります。)。ただし、ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡の各県の店舗。詳しくは納付書をご覧ください。

全国の地方税統一QRコード対応金融機関

地方税の全国共通システムであるエルタックスに対応している全国の金融機関の店舗。具体的に対応している金融機関はエルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)で確認できます。ただし、エルタックスに対応した納付書であることを示す全国統一のマーク「eLマーク(えるまーく)」が付された納付書が必要です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニエンスストアなど

名古屋市指定コンビニエンスストアなど。バーコードが印字されている納付書のみ取り扱いします。ただし、納期限(指定期限)が過ぎた納付書は取り扱いしません。※コンビニエンスストアなどの店頭ではクレジットカード、スマートフォン決済アプリを利用した納付はできません。詳しくは、納付書をご覧ください。

市税事務所

各市税事務所(3か所)

区役所・支所

銀行派出所または区会計管理者、支所の区民生活課出納員

市役所

三菱UFJ銀行名古屋市役所出張所(銀行派出所)または市会計管理者

市税の納期 市税は納期限内に納めましょう。

<市税の納期等一覧>

税目 月	個人の 市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	法 人 の 市 民 税	事 業 所 税	個人の 市民税・県民税・ 森林環境税 (特別徴収)	市たばこ税
4		第1期		(確定申告) 事業年度 終了の日の 翌日から 2か月以内	(法人) 事業年度 終了の日から 2か月以内	徴収した 翌月10日まで	翌月末日まで
5			全 期				
6	第1期						
7		第2期					
8	第2期			(中間申告) 事業年度 開始の日以後 6か月を経過 した日から 2か月以内	(個人) 翌年3月15日 まで		
9							
10	第3期						
11							
12		第3期					
1	第4期						
2		第4期					
3							

●詳しくは、各税目のページをご覧ください。●納期限が、土曜日・日曜日、祝日または12/29～1/3のときは翌開庁日になります。

<延滞金>

納期限後に納付する場合は、税額のほかに延滞金が加算されます。延滞金の金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、法律の定めるところにより計算されます。

口座振替

口座振替にすると、金融機関やコンビニエンスストアへお出かけいただくなくても、納期ごとにご指定の口座から自動的に市税を納付できます。うっかり納め忘れることがなく、お忙しい方などには特に便利です。

ご利用いただける市税

- ・市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- ・固定資産税(償却資産)

※市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、法人市民税、軽自動車税(種別割)または事業所税はご利用いただけません。

※過年度分はご利用いただけません。

申込方法

スマートフォンやパソコンから、Web口座振替受付サービスを利用してお申込みください。

インターネット以外でお申込みされる場合は、預貯金口座のある取扱金融機関の窓口からお申込みください。詳しくは、市ウェブサイト(ページID:75112)をご覧ください。

※法人名義の口座は、インターネットでのお申込みはできません。

＜お申込みに必要なもの＞

- ①市税の納税通知書または領収書(お問い合わせ番号がわかるもの)
- ②預貯金口座の口座番号などがわかるもの
- ③預貯金口座の届出印(インターネットでのお申込みの場合は不要です。)

※申込用紙は名古屋市内の金融機関の窓口には設置しています。

名古屋市外の店舗でお申込みされる方は、名古屋市市税収納事務センター(☎052-957-6931)に申込用紙を請求してください。

取扱金融機関

指定金融機関・収納代理金融機関の全国の店舗。

ただし、一部の金融機関は愛知県内の店舗に限ります。詳しくは、納付書をご覧ください。

口座振替の開始時期

口座振替の開始時期は、お申込みの受付後に「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」を送付してお知らせします。

振替日

各納期の最終日。前納(1年分)の場合は、第1期の最終日。

令和7年度 口座振替の開始時期と申込期日の目安

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)			固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)		
口座振替の開始時期	申込期日		口座振替の開始時期	申込期日	
	インターネット	申込用紙		インターネット	申込用紙
第1期分から (振替日 6月30日)	6月8日 まで	4月末日 まで	第1期分から (振替日 4月30日)	4月8日 まで	2月末日 まで
第2期分から (振替日 9月1日)	8月8日 まで	6月末日 まで	第2期分から (振替日 7月31日)	7月8日 まで	5月末日 まで
第3期分から (振替日 10月31日)	10月8日 まで	8月末日 まで	第3期分から (振替日 翌年1月5日)	12月8日 まで	10月末日 まで
第4期分から (振替日 翌年2月2日)	翌年1月8日 まで	11月末日 まで	第4期分から (振替日 翌年3月2日)	翌年2月8日 まで	12月末日 まで

スマートフォンやパソコンからの納付

納付書に印字された「eL-QR」や「eL番号」を利用した納付

地方税の全国共通システムであるエルタックス(地方税共通納税システム)を利用して、スマートフォンやパソコンからクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリなどにより納税ができます。

具体的な手続き、利用可能な金融機関などの詳細な情報については、エルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。お問い合わせ先については40ページをご覧ください。

<利用できる税目>

個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)など、納付書に「eL-QR(えるきゅーあー)」(QRコード)、「eL番号(えるばんごう)」(納付書を識別する番号)が印字された市税。

<クレジットカード、インターネットバンキングでの納付手続き>

- ・地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」から納付書に印字された「eL-QR」を読み取るか、「eL番号」を入力して納付します。
- ・「地方税お支払サイト」へは市ウェブサイト(ページID:128561)のページからアクセスできます。
- ・名古屋市指定金融機関および収納代理金融機関に限らず、多くの金融機関で利用できます。

<スマートフォン決済アプリでの納付手続き>

- ・各種スマートフォン決済アプリから納付書に印字された「eL-QR」を読み取って納付します。
- ・利用可能なスマートフォン決済アプリは、地方税お支払サイトのページから確認できます。

<注意事項>

- ・納期限(指定期限)が過ぎた納付書では利用できません。
- ・領収書は発行されません。
- ・納付書の一片に付けられた軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)は、領収印が押印されませんので証明書として使用できません。証明書が必要な方は33ページに記載の納付場所で納付してください。
- ・クレジットカード納付の場合、納付税額に応じたシステム利用料がかかります。
- ・システムメンテナンス等により、利用できない場合があります。

エルタックスを利用した電子申告などを行っている市税の納付

エルタックスを利用して電子申告を行っている方は、地方税共通納税システムを利用して、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付(※)などにより納税ができます。また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納付を行うことができます。

具体的な手続き、利用可能な金融機関などの詳細な情報については、エルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。お問い合わせ先については40ページをご覧ください。

※ダイレクト納付とは、エルタックスに事前に登録した口座から直接引き落とすことによって納付する方法です。ダイレクト納付を利用するためには、エルタックスの利用者IDを取得して口座情報を登録する必要があります。

<利用できる税目>

●個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収) ●法人市民税 ●事業所税 ●市たばこ税

※固定資産税(償却資産)は利用できません。

<納付手続き>

- ・初めてエルタックスを利用する場合は利用者IDを取得してください。
- ・事前にエルタックスで納税を行う税目の利用届出を行ってください。
- ・エルタックス対応ソフトウェアを利用してエルタックスから納付情報を取得し、その情報をもとにクレジットカード、インターネットバンキングなどにより納付します。
- ・名古屋市指定金融機関および収納代理金融機関に限らず、多くの金融機関で利用できます。

<注意事項>

- ・領収書は発行されません。
- ・クレジットカード納付の場合、納付税額に応じたシステム利用料がかかります。

Q&A こんな場合、納付はどうなるの？

納期限後の納付方法は？

Q11

固定資産税・都市計画税第2期の納期限をすっかり忘れていて、納めるのが8月中旬になってしまいました。7月に送られてきた納付書を使用することができますか？

A

銀行等金融機関の窓口であれば、使用することができます。

なお、コンビニエンスストアなど、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ及びインターネットバンキングでは、使用できません。これらの納付方法を希望する場合は、あらためて納付書をお送りしますので、各市税事務所徴収課までご連絡ください。

※納期限後に納付する場合は、遅れた日数に応じて延滞金が加算されます。

Q&A こんな場合、口座振替はどうなるの？

口座振替の申込書は、どこにありますか？

Q12

口座振替の申込書は、どこにありますか？

A

1 名古屋市内の場合

口座振替の申込書は、名古屋市内の取扱金融機関の窓口を設置しているほか、市税事務所、区役所・支所の税務窓口を設置しています。

2 名古屋市外の場合

名古屋州市税収納事務センター（電話番号052-957-6931）に申込書をご請求ください。

3 ダウンロードサービス

市ウェブサイト（ページID:75114）から郵送専用の申込書を印刷していただくことができます。

※口座振替はインターネットでのお申込みも可能です。

（法人名義の口座は、インターネットからのお申込みはできません。）

納税義務者以外の名義でも、申込みできますか？

Q13

納税義務者以外の名義の口座でも、申込みできますか？

A

お申込みいただけます。

納税義務者・口座名義人の両方の氏名・住所の記載と、預貯金口座の届出印の押印が必要です。（インターネットでのお申込みの場合は、預貯金口座の届出印の押印は不要です。）

いつまでに口座振替を申し込むと、納期に間に合いますか？

Q14

4月に固定資産税の納税通知書が届きました。口座振替で納付したいのですが、いつまでに申し込めば間に合いますか？

A

インターネットでのお申込みの場合は、4月8日までにお申込みいただければ、第1期分（4月）から振替が開始されます。ただし、申込用紙でのお申込みの場合は、すぐに口座振替をお申込みいただいても、第2期分（7月）から振替が開始されます。口座振替が開始する前の納期については、お手元の納付書で納付してください。

なお、振替の開始は手続きの時期により前後することがありますので、登録手続き完了後に送付する「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」により、開始時期をご確認ください。

口座振替の口座を変更するには？

Q15

振替口座を別の口座に変更したい場合は、どうしたらいいですか？

A

スマートフォンやパソコンから、Web口座振替受付サービスを利用して、口座振替の新規申込みをしてください（法人名義の口座は、インターネットからのお申込みはできません。）。

インターネット以外でお申込みされる場合は、預貯金口座のある取扱金融機関の窓口から口座振替の新規申込みをしてください。

なお、変更前の口座は自動で口座振替が解約されますので、変更前の取扱金融機関での解約の手続きは不要です。

変更後の口座からの振替の開始は、登録手続き完了後に送付する「口座振替・自動払込み変更のお知らせ」によりご確認ください。

市税の減免

災害により被害を受けたり、生活保護法による生活扶助などを受けているときなど、特別な事情により納税が困難な方については、市税が減免（税額を減額すること）される場合があります。減免を受けようとする方は、減免申請期限（※）までにお住まいの区（固定資産税・都市計画税は固定資産が所在する区）を担当する市税事務所（軽自動車税（種別割）は金山市税事務所）へ「減免申請書」を提出してください。

※減免申請期限は、原則として次の①または②のいずれか遅いほうの日です。

①減免事由に該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日

②減免事由に該当することとなった日以後最初に到来する納期限

＜個人市民税の減免及び森林環境税の免除＞

災害により被害を受けた方、生活保護法による生活扶助などを受けている方などは、一定の要件に該当する場合に個人市民税の減免及び森林環境税の免除を受けることができます。

なお、障害者、寡婦などで所得が一定の金額以下の方については、申告書などの提出を減免申請書の提出とみなして個人市民税を減免します。

＜固定資産税・都市計画税の減免＞

固定資産が災害により一定以上の被害を受けたときや固定資産をお持ちの方が生活保護法による生活扶助を受けたときなどは、固定資産税と都市計画税の減免を受けることができます。

＜軽自動車税（種別割）の減免＞

災害により損壊等で使用することができなくなった軽自動車等や、生活保護法による生活扶助などを受けている方等が所有し、かつ、使用する軽自動車等については、減免される場合があります。

納税の猶予

一定の要件に該当する場合には、納税を猶予する制度があります。お早めに市税事務所へご相談ください。

＜徴収の猶予＞

以下のような理由により、市税を一時に納付することができないと認められる場合には、納税者の申請に基づき、1年以内の期間に限り「徴収の猶予」が適用され、市税の納税が猶予されることがあります。

※5の理由による場合には、納期限内に申請を行ってください。

- 1 財産が災害や盗難にあったこと
- 2 納税者またはその生計を一にする親族などが病気やケガをしたこと
- 3 事業を廃止または休止したこと
- 4 事業について著しい損失を受けたこと
- 5 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

＜換価の猶予＞

次の事由に該当する場合等には、1年以内の期間に限り「換価の猶予」が適用され、市税を分割して納付することが認められることがあります。

- 1 市税を一時に納付することにより、生活の維持が困難になる場合
- 2 市税を一時に納付することにより、事業の継続が困難になる場合

※上記の事由に該当する場合には、換価の猶予の申請を行うことができます。この申請は納期限から6か月以内に行ってください。

第5章

市税についてのお問い合わせ

市税に関する証明

納税証明、所得証明、固定資産の評価証明などが必要な方は、次の本人確認書類（窓口におこしになる方のもの）をお持ちになって市税事務所、区役所・支所の税務窓口へおこしてください。

ただし、住宅用家屋証明については、市税事務所で発行していますので、住宅用家屋証明が必要な方は、市税事務所へおこしてください（どの市税事務所でも発行しています）。また、中古住宅の住宅用家屋証明に限って、名東区役所の税務窓口でも受け付けます。

なお、納税義務者が法人の証明を申請する場合は、窓口におこしになる方の本人確認書類のほかに、法人からの委任状が必要です。ただし、申請書の納税義務者欄に代表者印（支店長印）または社印（支店印）を押印した場合には、不要です。

※委任状を偽造し行使した場合は、私文書偽造罪・同行使罪（刑法第159条・第161条）により罰せられることがあります。

※証明の申請方法については、名古屋市の暮らしの手続きガイドをご覧ください。



本人確認書類

運転免許証・パスポート（旅券）・マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・その他官公署が発行した顔写真がついた証明書（いずれもお持ちでない場合は、敬老手帳、社員証、納税通知書等を複数ご提示ください。）

●市税に関する証明を申請することができる方

- ①納税義務者ご本人（相続人、納税管理人などを含みます。）
- ②納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方
- ③住民票上同一世帯である配偶者および親族で、納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方

※土地を賃借している方（借地人）については当該土地の、家屋を賃借している方（借家人）については当該家屋およびその敷地の評価証明の申請をすることができます。なお、申請の際には、本人確認書類のほかに賃貸借契約書をお持ちください。

※申請書の内容などから納税義務者ご本人の意思が確認できない場合はお断りすることがあります。

●市税に関する証明等の種類と手数料

証明等の種類	手 数 料	
納税証明(納付額などの証明)	1税目・1課税区・1課税年度につき	300円
所得証明(所得金額などの証明)	1課税年度につき	
非課税証明(※1)(個人の市民税・県民税が非課税であることの証明)	1課税年度につき	
固定資産の評価証明(対象資産の評価額などの証明)	1物件・1課税年度につき	
法人の所在地証明	1事務所または1事業所につき	
軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)	無料	
住宅用家屋証明	家屋1個につき	1,300円
名寄帳(土地・家屋)(※2)	1課税区・1課税年度につき	300円

（※1）前年中に所得がなかったため申告をしていない方は、市民税・県民税申告書を提出していただく必要があります（申告書はどの市税事務所、区役所・支所の税務窓口でも受け付けています）。なお、市民税・県民税申告書には個人番号記載欄がありますので、身元確認書類及び番号確認書類をお持ちください（7ページ参照）。

（※2）名寄帳は証明ではなく、閲覧（写しの交付）となるため公印の押印はありません。

Q&A 市税に関する証明が必要なときには、どうすればいいの？

Q16

スマートフォンやパソコンから市税に関する証明を申請することはできますか？

A

所得証明、納税証明、固定資産の評価証明、法人の所在地証明および住宅用家屋証明については、スマートフォンやパソコンから申請し、ご自宅やオフィスで受け取ることができる「電子申請サービス」がご利用いただけます。

詳しくは、市ウェブサイト（ページID:128876）をご覧ください。



【電子申請のページ】

証明・お問い合わせ

Q17

代理人が市税に関する証明を申請することはできますか？

A

納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方や、住民票上同一世帯である配偶者および親族で納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方については、証明を申請することができます。

代理の方が窓口におこしになるときは、

1. 納税義務者ご本人の委任状
 2. 窓口におこしになる方の本人確認書類
- の両方をお持ちください。

※1 納税義務者が法人の場合、法人からの委任状が必要です。ただし、申請書の納税義務者欄に代表者印(支店長印)または社印(支店印)を押印した場合には、不要です。

※2 委任状を偽造し行使した場合は、私文書偽造罪・同行使罪(刑法第159条・第161条)により罰せられることがあります。

※3 住民票上同一世帯である配偶者および親族で納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方については、上記2のみで差し支えありません(名古屋市外にお住まいの方は、住民票の写しなどをお持ちください。)

ただし、申請書の内容などから納税義務者ご本人の意思が確認できない場合はお断りすることがあります。

※4 法人の所在地証明、軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)および住宅用家屋証明については、税務窓口におこしになる方の本人確認書類のみで証明を申請することができます。

Q18

子どもが通う学校に提出するため、所得証明が欲しいのですが、どこで発行していますか？

A

所得証明(本市では、所得や課税・非課税についての証明を「市民税・県民税・森林環境税証明書」という名称で発行しています。)はどの市税事務所、区役所・支所の税務窓口でも発行しています。また、「電子申請サービス」による申請も受け付けておりますので、ぜひご活用ください。

なお、証明の内容によっては担当の市税事務所などへ確認をするため、お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。市役所では証明は発行していません。

Q19

私は専業主婦で夫の扶養親族になっていますが、私の所得証明を申請するにはどうすればよいですか？

A

扶養されている配偶者または親族の方は、課税されていない旨が記載された証明の申請をすることができます。

ただし、この証明には、所得金額は記載されていませんので、所得金額を記載した証明が必要な方は、市民税・県民税申告書を提出していただき、非課税証明を取得する必要があります。

なお、市民税・県民税申告書には個人番号記載欄がありますので、身元確認書類および番号確認書類をお持ちください(7ページ参照)。

Q20

市税に関する証明の申請書を事前に作成して窓口へ持って行きたいのですが、どうすればよいですか？

A

証明申請書は、市ウェブサイト(ページID:74900)からダウンロードすることができます。

Q21

郵送で市税に関する証明を申請することはできますか？

A

郵送による申請も受け付けています。次のとおり申請してください。

<郵送による申請方法>

郵送で申請できる方は、納税義務者ご本人に限ります。

下記の書類をお住まいの区を担当する市税事務所管理課へお送りください。

- ・必要事項を記載した申請書
(市ウェブサイト(ページID:74900)からダウンロードしてください。なお、申請書には日中連絡のとれる電話番号を記入してください。)
- ・運転免許証などの本人確認書類の写し
- ※1 納税義務者が法人の場合、法人からの委任状が必要です。ただし、申請書の納税義務者欄に代表者印(支店長印)または社印(支店印)を押印した場合には、不要です。
- ※2 委任状を偽造し行使した場合は、私文書偽造罪・同行使罪(刑法第159条・第161条)により罰せられることがあります。
- ・手数料分の定額小為替
- ・切手を貼り、宛名を書いた返信用の封筒



[説明動画のページ]

市税の不服申立て

市税の課税処分や滞納処分などについて不服のある方は、原則としてその処分があったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して文書で審査請求をすることができます。この場合、審査請求書は、なるべく処分を行った市税事務所または収納管理・特別徴収事務センターを経由して提出してください。

なお、固定資産税・都市計画税に対する不服のうち、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服は、審査請求の不服の理由とすることはできません。価格について不服がある場合は、名古屋市固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます(「審査の申出」22ページ参照)。

エルタックスに関するお問い合わせ

エルタックスや地方税お支払サイトに関する、各地方公共団体のサービス提供状況や利用手続きなど詳しくは、エルタックスホームページをご覧ください。各ヘルプデスクへお問い合わせください。

電子申告のご利用時間 午前8時30分から午前0時まで(土日祝・年末年始を除く。※)
※繁忙期には休日運用します。詳しくはエルタックスホームページをご覧ください。

エルタックスに関するお問い合わせ先

エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク電話番号 ☎0570-081459(全国一律市内通話料金)

(IP電話などの場合) ☎03-6745-0720(通常通話料金))

ヘルプデスク受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝・年末年始を除く。)

地方税お支払サイトに関するお問い合わせ先

地方税お支払サイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

ヘルプデスク電話番号 ☎0570-080481(全国一律市内通話料金)

ヘルプデスク受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝・年末年始を除く。)



税務職員を装った「不審電話」にご注意ください

名古屋市市の税務職員や税務署の職員を装い、「税金を還付する」などと話をもちかけ、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」などによる被害が発生しています。

<名古屋市では>

- 還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- 市税の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
- 連絡先として、フリーダイヤルや携帯電話の電話番号をお伝えすることはありません。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書・還付請求書を基にその内容をご本人に確認することを原則としています。

ご不審な点があるときは、名古屋市中区税務センター(財政局収納管理・特別徴収事務センター収納管理担当)または、市税事務所まで電話等によりお問い合わせください。

名古屋市納税お知らせセンターから未納市税についてお知らせしています

名古屋市では、民間事業者へ委託し、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)を納期限までに納付していない方を対象に、電話で未納市税についてお知らせしています。その際民間事業者は、「名古屋市納税お知らせセンター」と名乗ります。

このお知らせは、平日の日中のほか、夜間や休日にも行っています。

代理による申告・申請について

市税の申告に関する書類の作成など市税の申告等の事務を、業として本人の代理で行うことができるのは、税理士など一定の資格を有する者に限られています。

資格を有しないに関わらず、業としてこれらの事務を行っている者に市税の申告等の事務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれがありますので、ご注意ください。

※「業として」とは反復継続して行うことをいいますので、必要に応じてご家族がご本人の代わりに申告書等を作成したり提出したりすることは差し支えありません。

※「税理士など一定の資格を有する者」とは、税理士、税理士法人、国税局長へ税理士業務を行う旨の通知をした弁護士および弁護士法人となります。

市税における主な申告書

・ 市民税・県民税申告書 ・ 事業所税申告書 ・ 償却資産申告書 ・ 市たばこ税申告書 など

市税事務所について

名古屋市では市税に関する事務を、次の市税事務所で行っています。

また、所得証明などの税務証明や個人市民税の申告などは、区役所・支所の税務窓口でも取り扱っています。

名 称	所 在 地	担 当 区 域
栄市税事務所	東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区
本陣市税事務所	中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	西区・中村区・中川区・港区
金山市税事務所	中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区

市税の課税・納税については市税事務所へ

お問い合わせの内容		お問い合わせ先	お問い合わせの内容		お問い合わせ先
市税の課税について	個人の市民税に関する事	お住まいの区(1月1日現在)を担当する市税事務所市民税課	市税の納税について	納税相談に関する事	お住まいの区を担当する市税事務所徴収課 ※軽自動車税については金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当)
	法人の市民税に関する事	栄市税事務所法人課税課(法人市民税担当)		口座振替に関する事	市税収納事務センター
	固定資産税・都市計画税に関する事	資産(土地・家屋・償却資産)の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課(土地担当、家屋担当、償却資産担当)		還付に関する事	
	軽自動車税に関する事	金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当)	個人市民税(特別徴収)の手続きに関する事		個人市民税特別徴収センター
	事業所税に関する事	栄市税事務所法人課税課(事業所税担当)			

所得証明など税務証明の申請や個人市民税の申告書の提出などは市税事務所または区役所・支所の税務窓口へ

証明・閲覧	受付窓口	申告書	申告書の提出先
所得証明 固定資産評価証明 納税証明 軽自動車の継続検査用納税証明 法人の所在地証明 固定資産課税台帳の閲覧	最寄りの市税事務所 または区役所・支所の税務窓口	個人市民税の申告書	最寄りの市税事務所 または区役所・支所の税務窓口
		軽自動車税(種別割)の申告書(原動機付自転車等)	
		固定資産税(償却資産)の申告書	課税を担当する市税事務所
		法人市民税の申告書	栄市税事務所
住宅用家屋証明	最寄りの市税事務所	事業所税の申告書	

原動機付自転車等の標識 (ナンバープレート)	受付窓口	その他の書類	書類の提出先
標識(ナンバープレート)の交付・返納	最寄りの市税事務所 または区役所・支所の税務窓口	市税の口座振替に関する書類	市税収納事務センター
		市税の還付に関する書類	
臨時運行番号標の貸与・返納	金山市税事務所	給与支払報告書 従業員の異動届出書	個人市民税特別徴収センター

お問い合わせ先

(令和7年6月1日現在)

相談内容	担当区域		担当部署		電話番号 FAX
税務証明	千種・東・北・中・守山・名東		栄市税事務所	管理課	☎959-3300※ FAX959-3317
	西・中村・中川・港		本陣市税事務所		☎433-4003※ FAX433-4063
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白		金山市税事務所		☎324-9800※ FAX324-9824
納税相談	千種・東・北・中・守山・名東		栄市税事務所	徴収課	☎959-3301 FAX959-3318
	西・中村・中川・港		本陣市税事務所		☎433-4013 FAX433-4064
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白		金山市税事務所		☎324-9801 FAX324-9825
軽自動車税	全 区		金山市税事務所	徴収課(軽自動車税担当)	☎324-9803 FAX324-9825
個人の 市民税	千種・東・北・中・守山・名東		栄市税事務所	市民税課	☎959-3303 959-3304 959-3323 FAX959-3405
	西・中村・中川・港		本陣市税事務所		☎433-4021 433-4022 433-4023 FAX433-4065
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白		金山市税事務所		☎324-9804 324-9805 324-9828 FAX324-9825
法人の 市民税	全 区		栄市税事務所	法人課税課 (法人市民税担当)	☎959-3305 FAX959-3405
事業所税	全 区		栄市税事務所	法人課税課(事業所税担当)	☎959-3306 FAX959-3405
固定資産税 (土地)	資産 の 所 在 す る 区	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	固定資産税課 (土地担当)	☎959-3307 FAX959-3319
		西・中村・中川・港	本陣市税事務所		☎433-4026 FAX433-4066
		昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9807 FAX324-9826
固定資産税 (家屋)		千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	固定資産税課 (家屋担当)	☎959-3308 FAX959-3319
		西・中村・中川・港	本陣市税事務所		☎433-4027 FAX433-4066
		昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9808 FAX324-9826
固定資産税 (償却資産)		千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	固定資産税課 (償却資産担当)	☎959-3309 FAX959-3319
		西・中村・中川・港	本陣市税事務所		☎433-4028 FAX433-4066
		昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9809 FAX324-9826
口座振替 還付	全 区		市税収納事務センター		☎957-6931 FAX957-6934
			〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号		
個人市民税 (特別徴収)	全 区		個人市民税特別徴収センター		☎957-6930 FAX957-6934
			〒460-8201 中区丸の内三丁目10番4号		

※市税事務所管理課におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

市税についての
よくあるお問い合わせは
こちらでもご利用ください

名古屋おしえてダイヤル
TEL:052-953-7584

ウェブサイトはこちら▶



名古屋市公式LINE
(24時間自動対応)

登録はこちら▶



証明・お問い合わせ

市税事務所の所在地等



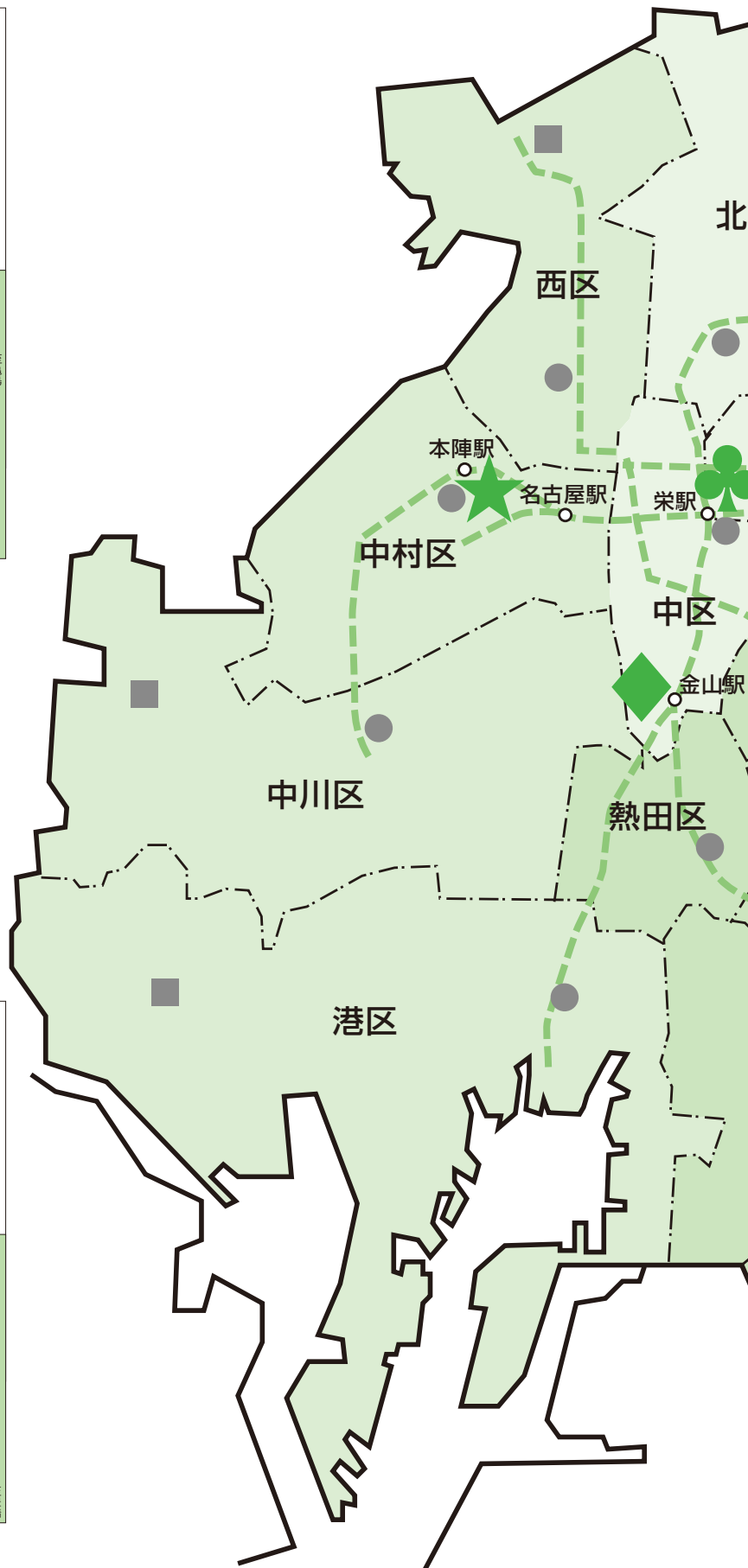
本陣市税事務所

〒453-8626 中村区松原町1丁目23番地の1
 (中村区役所等複合庁舎4階)
 〈地下鉄本陣駅3番出口から100メートル〉
 ※地上行きエレベーターは4番出口付近にあります。
 〈担当区域〉西区・中村区・中川区・港区



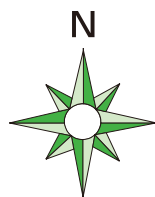
金山市税事務所

〒460-8626 中区正木三丁目5番33号
 (名鉄正木第一ビル)
 〈地下鉄金山駅5番出口から500メートル〉
 〈担当区域〉昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区





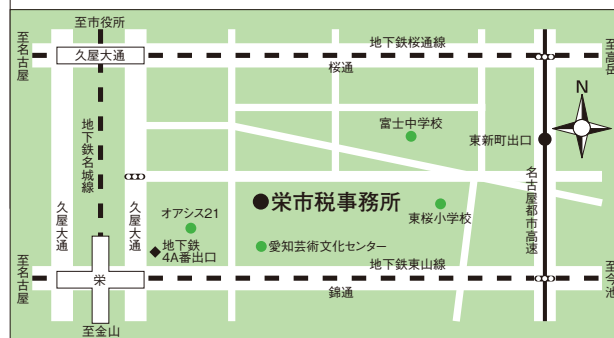
- …区役所
- …支 所



栄市税事務所

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号
 (NHK名古屋放送センタービル8階)
 (地下鉄栄駅4A番出口から400メートル)

〈担当区域〉千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区



区役所・支所の所在地については、
市ウェブサイトをご覧ください。



(暮らしの情報>施設案内>区役所・支所・保健センター)

参 考 国 税 局・税 務 署・法 務 局・県 庁・県 税 事 務 所 一 覧

●国 税 局・税 務 署・法 務 局・県 庁・県 税 事 務 所 一 覧

(令和7年6月1日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	管轄区域〈名古屋市内〉
名古屋国税局	460-8520	中区三の丸三丁目3番2号 (名古屋国税総合庁舎3～8階)	(951)3511(代)	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
千 種 税 務 署	464-8555	千種区振甫町三丁目32番地	(721)4181(代)	千種区、名東区
名古屋東税務署	461-8621	東区主税町三丁目18番地 (名古屋第三国税総合庁舎1階)	(931)2511(代)	東区
名古屋北税務署	462-8543	北区清水五丁目6番16号	(911)2471(代)	北区、守山区
名古屋西税務署	451-8503	西区押切二丁目7番21号	(521)8251(代)	西区
名古屋中村税務署	453-8686	中村区太閤三丁目4番1号	(451)1441(代)	中村区
名古屋中税務署	460-8522	中区三の丸三丁目3番2号 (名古屋国税総合庁舎1・2階)	(962)3131(代)	中区
昭 和 税 務 署	467-8510	瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	(881)8171(代)	昭和区、瑞穂区、天白区
熱 田 税 務 署	456-8711	熱田区花表町7番17号	(881)1541(代)	熱田区、南区、緑区
中 川 税 務 署	454-8511	中川区尾頭橋一丁目7番19号	(321)1511(代)	中川区、港区
名古屋法務局	460-8513	中区三の丸二丁目2番1号 名古屋合同庁舎第1号館	(952)8111(代)	下記以外の名古屋市内全域
名古屋法務局 熱 田 出 張 所	456-0031	熱田区神宮四丁目8番40号	(671)5221、5222	熱田区、中川区、港区、南区、 瑞穂区、緑区
名古屋法務局 名 東 出 張 所	465-0051	名東区社が丘四丁目201番地	(703)2322、2324	守山区、名東区、天白区
愛 知 県 庁	460-8501	中区三の丸三丁目1番2号	(954)6047 (税務課直通)	
名古屋東部 県 税 事 務 所	460-8483	中区新栄町二丁目9番地 (スカイオアシス栄内)	(953)7711	千種区、東区、中区、名東区 ※1 ※2
名古屋北部 県 税 事 務 所	451-8555	西区城西一丁目9番2号	(531)6301	北区、西区、守山区 ※1
名古屋西部 県 税 事 務 所	454-8503	中川区中郷一丁目3番地	(362)3211	中村区、中川区、港区 ※1
名古屋南部 県 税 事 務 所	456-8558	熱田区森後町8番22号	(682)8920	昭和区、瑞穂区、熱田区、 南区、緑区、天白区 ※1
名古屋南部 県 税 事 務 所 高 辻 間 税 課	466-8501	昭和区円上町26番15号 (愛知県高辻センター内)	(881)6141	市内全域(ゴルフ場利用税、軽油 引取税および産業廃棄物税)

(税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。)

※1 ゴルフ場利用税、軽油引取税および産業廃棄物税を除きます。

※2 県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、(軽)自動車税環境性能割および狩猟税は市内全域を名古屋東部県税事務所にて取扱います。

やってみよう

電子申請

対象

所得証明

(課税証明・非課税証明)

納税証明

評価証明

など

パソコンから



意外と簡単!



スマホから

【電子申請】



証明書はご自宅へ郵送します。

詳しくはウェブサイトをご確認ください▲

市税の納付は

口座振替

が便利です



口座振替の手続きは
インターネットから
お申込みいただけます

印鑑
不要

スマホ
パソコン
から



インター
ネットでの
お申込みは
こちらから

名古屋市公式
ウェブサイト

税金 口座振替

検索

(ページID:75112)





名古屋市公式ウェブサイト
<https://www.city.nagoya.jp/>

市税のしおり(令和7年度版)
発行／名古屋市
編集／財政局税務部税制課
発行日／令和7年6月

※このしおりは、原則令和7年6月1日
現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。
(法令・条例については今後改正される場合があります。)

市税の申告・納税は

エルタックス
eLTAX で!

市税の納付は、スマホから
いつでもどこでも簡単に!
便利なキャッシュレス納付を
ご利用ください



eLTAXキャラクター:エルレンジャー